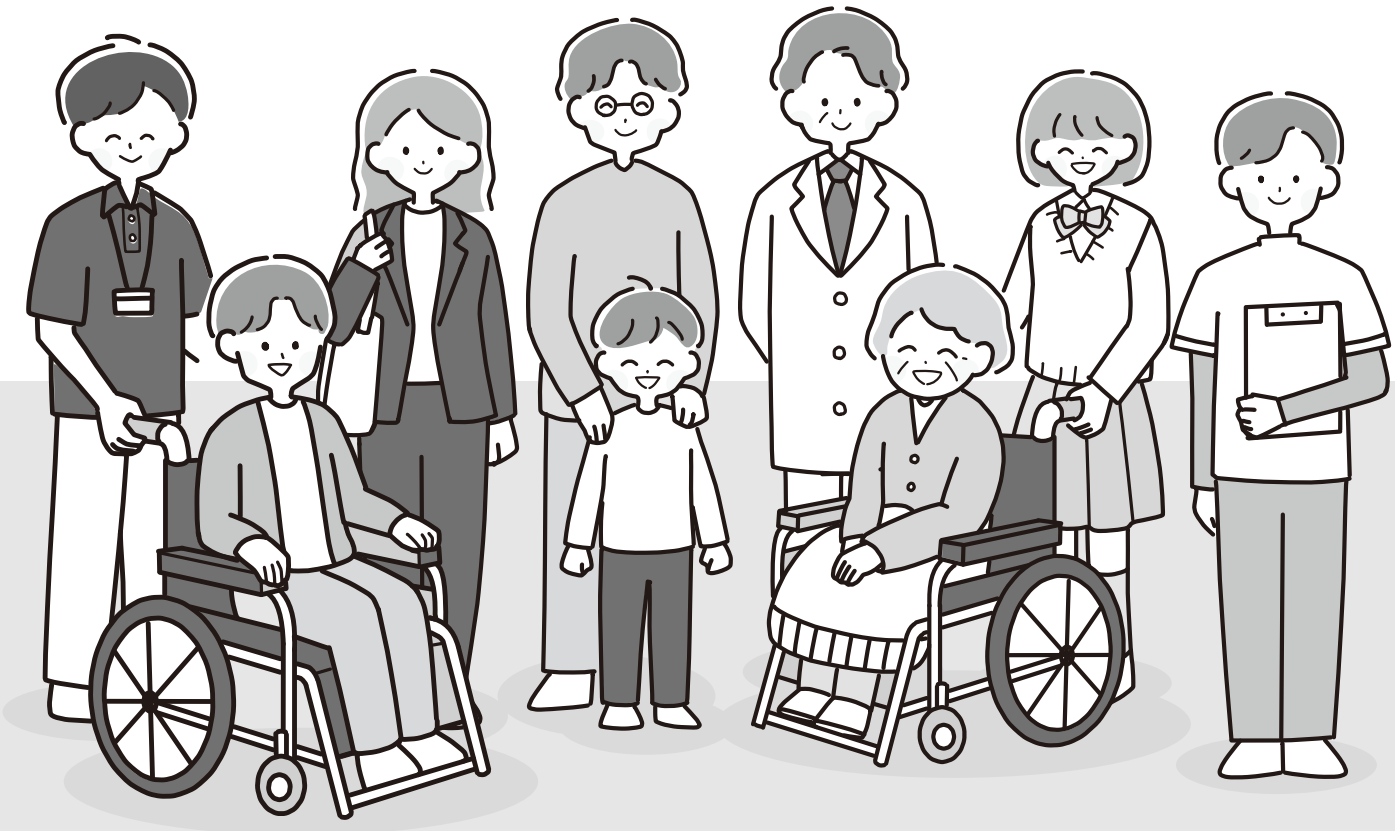
SAPPORO

障がいのある方のための

福祉ガイド 2026



心のバリアフリー

札幌市

目　次

手帳

1　身体障害者手帳…… 1
2　療育手帳…… 1
3　精神障害者保健福祉手帳…… 2
4　障害者手帳のデザイン…… 2

相談窓口

★公的機関

1　区保健福祉部…… 3
2　障がい者更生相談所…… 3
3　身体障害者福祉センター…… 3
4　視聴覚障がい者情報センター
…… 4
5　児童相談所…… 4
6　精神保健福祉センター…… 5
（札幌こころのセンター）
7　自閉症・発達障害支援センター
（おがる）…… 5
8　子ども発達支援総合センター
（ちくたく）…… 5
9　保健センター…… 6
10　教育センター…… 6
（教育相談室・幼児教育センター）
11　公共職業安定所
（ハローワーク）…… 6
12　北海道障害者職業センター… 7

★各種相談事業

1　障がい者相談支援事業…… 7
2　障がい者就業・生活相談支援事業…… 8
3　障がい児等療育支援事業…… 9
4　先天性障がい児早期療育事業
…… 9
5　障がい者あんしん相談…… 9
6　障がい者虐待相談…… 9
7　精神科救急情報センター……10
8　さっぽろ子どものこころの
コンシェルジュ事業……10
9　障がい者ICTサポートセンター
……11
10　成年後見推進センター……11
11　日常生活自立支援事業……11
12　消費者被害防止
ネットワーク事業……12
13　社会参加促進相談……12
14　身体障害者補助犬に関する
相談窓口……12

★相談員
1　各種相談員……13
2　民生委員・児童委員……13

福祉サービス

★障害者総合支援法
1　障害者総合支援法（概要）…14
2　自立支援給付
（介護給付・訓練等給付）……15
3　高額障害福祉サービス等給付費
……16
4　計画相談支援……17
★訪問系（障害者総合支援法）
1　居宅介護（ホームヘルプ）…17
2　重度訪問介護……17
3　行動援護……18
4　同行援護……18
5　重度障害者等包括支援……18
6　短期入所
（ショートステイ）……18
★日中活動系（障害者総合支援法）
1　生活介護……19
2　就労継続支援（A 型）……19
3　就労継続支援（B 型）……19
4　就労移行支援（養成施設）…20
5　就労移行支援
（養成施設以外）……20
6　自立訓練（機能訓練）……21
7　自立訓練（生活訓練）……21
8　就労選択支援……21
9　就労定着支援……21
10　自立生活援助……22
★居住系（障害者総合支援法）
1　施設入所支援……22
2　共同生活援助
（グループホーム）……22
3　療養介護……22
4　宿泊型自立訓練……23
★地域相談支援
1　地域移行支援……23
2　地域定着支援……23
★児童福祉法
1　障害児通所給付……23
2　障害児相談支援……25
3　障害児入所給付……25
4　高額障害児通所給付費・高額障
害児入所給付費……27
★その他サービス
1　移動支援……27
2　重度障がい者入院時コミュニ
ケーション支援事業……27
3　日中一時支援……28
4　入浴サービス……28
5　福祉ホーム
（身体障がい者福祉ホーム）…28
6　福祉ホーム
（精神障がい者福祉ホーム）…29
7　あんしんコール……29
8　寝具の洗濯乾燥……30
9　パーソナルアシスタンス（PA）
事業……30
10　地域ぬくもりサポート事業…30

11　福祉除雪……31
12　要介護者等ごみ排出支援事業（さわやか収集）……31
13　重度訪問介護利用者の大学修学支援事業……32

医療・保健

★医療
1　自立支援医療……33（更生医療・育成医療・精神通院医療）
2　こころの安心カード……35
3　重度心身障がい者医療費助成……35
4　後期高齢者医療制度……37
5　小児慢性特定疾病医療費助成……37
6　特定医療費（指定難病）助成制度……38
7　産科医療補償制度……38
8　産科医療特別給付事業……39
9　障がい者歯科診療……39
★保健
1　身体障害者在宅訪問診査・指導……39
2　難病患者等面接・訪問相談事業……40

福祉用具

1　補装具……41
2　子どもの補聴器購入費等助成……42
3　日常生活用具……42
4　紙おむつの支給……44
5　福祉用具展示ホール……44
6　福祉用具リサイクル……45

経済支援

★年金・手当
1　国民年金（障害基礎年金）…46
2　厚生年金（障害厚生年金）…46
3　特別障害給付金……47
4　心身障害者扶養共済制度……48
5　各種手当……49
6　災害遺児手当……49
★税の軽減
1　税金の控除・減免……50
まど
■マル優などの非課税制度……51
★各種料金の割引・助成
1　NHK 受信料の減免 ……52
2　NTT 番号案内サービス ……54
3　通信サービスの割引……55
4　郵便料金等の優遇措置……55

5　在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業……56
6　災害対策用品（非常用電源装置等）購入費助成……56
7　市内文化・体育施設の利用料減免……57
★その他
1　生活福祉資金の貸付け……58
2　市営住宅……59

就労支援

1　職業相談・職業紹介、職業リハビリテーション……60
2　障がい者協働事業運営費の補助……61
3　障がい者元気スキルアップ事業……61
4　地域活動支援センター……61
5　障がい者地域共同作業所……61
6　障がい者施設等で作られた製品の販売所（元気ショップいこ～る・元気ショップ）……62
7　シュリーの店……62
8　重度障がい者等就労支援事業……62
9　障がい者 DX リスキリング事業……62
10　事業主への雇用助成措置……63

機能回復・訓練

1　機能回復訓練……64
2　講習会等……64
3　音声機能障害者発声訓練……64
4　中途失明者社会適応訓練……64
5　オストメイト社会適応訓練…65
6　聴能言語訓練……65
7　失語症言語機能訓練……65
8　「言葉の教室」訓練 ……65
9　聴覚障がい者社会生活教室…66
10　視覚障がい者家庭生活訓練…66
11　視覚障がい者社会生活訓練…66

交通関係

1　交通費助成……67
2　通所交通費助成……69
3　JR 旅客運賃割引 ……70
4　被救護者旅客運賃割引……71
5　航空旅客運賃割引……71
6　有料道路障害者割引……72
7　タクシー料金の福祉割引制度……73
8　バス・市営交通の運賃割引…73
9　自動車改造費の補助……74
10　駐車禁止除外指定者の標章…74
11　自転車等放置禁止区域での撤去対象除外となる標章……75
12　福祉有償運送……75

社会参加

★コミュニケーション支援

1　手話通訳者派遣……76
2　盲ろう者通訳・介助員派遣…76
3　要約筆記者派遣……77
4　失語症者向け意思疎通支援者派遣
……77
5　各種講習会……77

★スポーツ・文化・教養

1　障害者社会参加推進センター
……78
2　障害者週間記念事業……78
3　身体障害者福祉月間行事……79
4　札幌市障がい者スポーツ大会
（すずらんピック）……79
5　スポーツ・レクリエーション
教室……79
6　福祉バスの運行……80
7　点字図書の給付……80
8　点字即時情報ネットワーク事業
……80
9　図書などの郵送貸し出し……80

★選挙における投票支援

1　代理投票……81
2　選挙支援カード……81
3　郵便等による不在者投票制度
……82

★福祉のまちづくり

1　福祉のまちづくり……85

まど

■ファクシミリ、及びアプリによる 110 番通報……86
■ FAX119・NET119
緊急通報システム　……86
■ホームページによる
災害情報提供……86
■障がいのある方や配慮が必要な方のための災害の備え……87

その他

関係機関一覧……89
障がい施策一覧……94
令和 7 年 4 月 1 日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧…… 104

手帳

1 身体障害者手帳

身体に障がいのある方の障がい程度、障がい状況などを記載している手帳で、各種サービスを受けやすくする制度です。

支援内容　障害福祉サービス、補装具費の支給、市内の文化・体育施設の利用料減免、税の軽減など。**（巻末に一覧表を掲載していますのでご覧ください。）**

手続　指定医師による診断書、写真を添えて各区窓口で申請してください。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

2 療育手帳

知的障がいのある方の障がい程度、相談記録などを記載している手帳で、一貫した療育相談や各種サービスを受けやすくする制度です。

支援内容　補装具費の支給等を除き、ほぼ身体障害者手帳と同様のサービスを受けられます。**（巻末に一覧表を掲載していますのでご覧ください。）**

手続　18 歳未満の場合　判定を受ける必要があるため、事前に札幌市児童相談所での判定予約をしてください。

18 歳以上の場合　お住まいの区の区役所保健福祉課に申請してください。

判定機関（要予約）

18 歳未満の方　札幌市児童相談所・札幌市東部児童相談所

18 歳以上の方　札幌市障がい者更生相談所（予約は各区保健福祉部保健福祉課）

◇札幌市児童相談所（担当区　中央区・北区・東区・南区・西区・手稲区）

（中央区北 7 条西 26 丁目　札幌市児童福祉総合センター内　☎ 622-8630）

◇札幌市東部児童相談所（担当区　白石区・厚別区・豊平区・清田区）

（白石区本郷通 3 丁目北 3　☎ 863-6290）

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

3 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいの状態にあることを記載している手帳で、各種の支援策を受けやすくすることにより、精神障がいのある方の社会復帰の促進と自立、社会参加の促進を図ることを目的とした制度です。

支援内容　交通費助成、市内の文化・体育施設の利用料減免、税の軽減など。**（巻末に一覧表を掲載していますのでご覧ください。）**

手続　所定の診断書等を添えて各区窓口で申請してください。

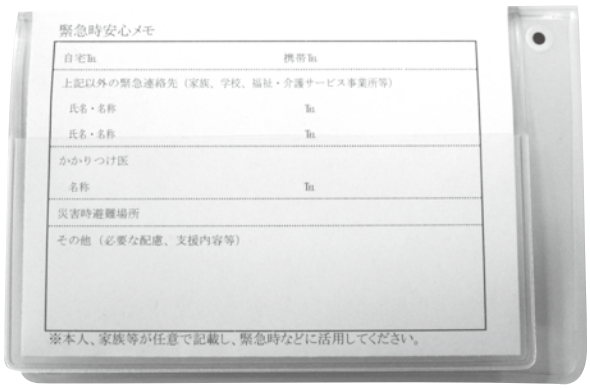
◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

4 障害者手帳のデザイン

札幌市では、平成 28 年 3 月から、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」のカバーの色や外観を統一しています。なお、これまでに発行した旧デザインの障害者手帳についても、有効期限内であれば、引き続き使用することができます。



※色は薄紫色です。



※必要に応じて緊急時の連絡先などを書いておくことができます。

相談窓口

公的機関

1 区保健福祉部

福祉の中心的な実施機関として各区役所に設置されています。

日常生活のさまざまな相談に応じて福祉サービスの提供を行い、また、各専門機関と連絡をとって各種福祉制度の窓口となります。

◇※ウラ表紙を参照

2 障がい者更生相談所

身体に障がいのある方及び 18 歳以上の知的障がいのある方に対する福祉サービスが適切に行われるように、各区保健福祉部や関係機関と連携して、身体障害者手帳の審査業務、補装具、自立支援医療（更生医療）及び療育手帳の判定業務に加え、専門的相談を行っています。

◇札幌市障がい者更生相談所

（西区二十四軒 2 条 6 丁目　札幌市身体障害者福祉センター内

☎ 641-8852）

3 身体障害者福祉センター

身体に障がいのある方の自立生活の促進とともに、地域とのふれあいを通して生きがいのある生活を送ることができるように、機能回復訓練、各種教養・スポーツ教室、図書コーナー、福祉バスの運行及び各種相談など幅広くサービスを提供しています。

◇札幌市身体障害者福祉センター（西区二十四軒 2 条 6 丁目

☎ 641-8850　FAX641-8966）

4 視聴覚障がい者情報センター

視覚に障がいのある方を対象とした点字図書館と、聴覚に障がいのある方を対象とした障害者情報提供施設を併設しています。

点字図書館では、無料で点字図書・録音図書の閲覧・貸出を行っているほか、お手持ちの本や活字の資料を点訳、音訳、拡大するサービスも行っています。また、広報さっぽろの市政情報の内容を抜粋した点字版「点字さっぽろ」、デイジー版（CD）「声のさっぽろ」を発行しています。

聴覚障害者情報提供施設では、字幕（手話）入り DVD などの自主制作や貸出、パソコンの利用開放などを行っています。また、聴覚障がい者向け番組「目で聴くテレビ」を閲覧することもできます。

◇札幌市視聴覚障がい者情報センター（点字図書館）
（中央区大通西 19 丁目　☎ 631-6747　FAX631-6751）

◇札幌聴覚障害者協会
（中央区大通西 19 丁目　札幌市視聴覚障がい者情報センター内
☎ 642-8010　FAX642-8377）

5 児童相談所

保護者が札幌市内に居住する 18 歳未満の児童に関する、さまざまな相談に応じると共に、専門的な立場から判定や助言・指導を行っています。発達全般についての相談及び施設入所、諸制度を利用するための相談などを担当しています。

◇札幌市児童相談所（担当区　中央区・北区・東区・南区・西区・手稲区）
（中央区北 7 条西 26 丁目　札幌市児童福祉総合センター内　☎ 622-8630）

◇札幌市東部児童相談所（担当区　白石区・厚別区・豊平区・清田区）
（白石区本郷通 3 丁目北 3　☎ 863-6290）

6 精神保健福祉センター（札幌こころのセンター）

心の相談を行っている機関等への技術支援・援助・研修会の実施などのほか、複雑・困難な内容の相談に応じ、関係機関と協力しながら、心の病気の予防から精神障がいのある方の社会参加まで、精神保健福祉に関して幅広く支援活動をしている総合的技術センターです。市民からの心の病気についての相談、情報提供、普及啓発や自殺対策事業、ひきこもり支援なども行っています。

◇札幌市精神保健福祉センター

（中央区大通西 19 丁目　WEST19　4 階　心の健康づくり電話相談
☎ 622-0556）

7 自閉症・発達障害支援センター（おがる）

発達障がいのある方への支援などを目的とした専門的機関で、情報提供を中心に、ご本人やご家族と支援機関等がつながるためのサポートをします。また、各支援機関への助言、研修などによる支援者の育成、支援者同士のつながり・学びの場の提供など、発達障がいが正しく理解されるようさまざまな取組みを通じて札幌市の発達障がいへの支援を進めています。

◇札幌市自閉症・発達障害支援センター

（東区東雁来 12 条 4 丁目 1 番 5 号　☎ 790-1616）

8 子ども発達支援総合センター（ちくたく）

児童精神科、肢体不自由児などを対象にした小児科・整形外科を持つ医療部門に加え、児童心理治療施設・福祉型障害児入所施設の入所部門、就学前のお子さんのための通所部門として児童発達支援センターがあり、お子さんの身体や心の発達、情緒面や行動面の問題に対して、医療・福祉の面から支援を行っています。また、心身の発達の遅れや障がいが疑われるお子さんが、状況に応じた適切な支援につながるよう、各種相談もお受けしています。

◇札幌市子ども発達支援総合センター

（豊平区平岸 4 条 18 丁目 1-21　☎ 821-9861 ※地域支援室直通）

9 保健センター

乳幼児の健康診査や各種の健康相談、健康教室、自立支援医療（育成医療）の支給、また特定医療費（指定難病）助成制度の申請・相談などの業務を行っています。

また、難病患者等に対し、相談・助言などを行い、必要に応じて家庭訪問などを行っています。

令和６年度からは保健センターに「こども家庭センター」の機能を位置づけ、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行っています。

◇各区保健センター（※ 90 ページの3を参照）

10 教育センター（教育相談室・幼児教育センター）

幼児児童生徒とその保護者を対象に、家庭における子育ての悩みや幼稚園・学校等における友達関係や学習の困り、発達に関わる心配について教育相談を行っています。

◇札幌市教育センター（西区宮の沢１条１丁目）

・教育相談室総合受付（※小学生～高校生 ☎ 671-3210）

・幼児教育センター（※就学前のお子さん ☎ 671-3454）

11 公共職業安定所（ハローワーク）

障がいのある方のための専門の相談窓口があり、職業相談や職業紹介、面接の受け方、応募書類作りのアドバイスなどを行っています。

◇各公共職業安定所（ハローワーク）（※ 92 ページの7を参照）

12 北海道障害者職業センター

障がいのある方に対して、公共職業安定所（ハローワーク）や地域の医療・福祉機関等と協力して、職業相談・評価を通じて策定した職業リハビリテーション

計画に基づき、就職前の支援から就職後の職場適応のための援助を行うほか、うつ病等で休職されている方の職場復帰の支援を行っています。また、事業主に対して、障がいのある方の雇用管理に関する助言その他の援助（障がいのある方の採用計画の相談や社員研修の実施）等を行っています。

◇独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構　北海道障害者職業センター
（北区北 24 条西 5 丁目　札幌サンプラザ 5 階　☎ 747-8231）

各種相談事業

1 障がい者相談支援事業

障がいのある方やご家族からの地域生活に関する全般的な相談に応じ、福祉サービス等の情報提供や利用のための援助、関係機関との連絡調整など、総合的な支援を行います。また、障がいのある方が賃貸契約により一般住宅に入居する際に、入居時の賃貸契約援助や入居後の日常生活支援などを行います。

事業所名	所在地	電話
地域生活支援センターさっぽろ	中央区大通西 19 丁目 WEST19　5 階	622-1118
相談室ぽぽ	中央区南 16 条西 7 丁目 2-20 トーコービル 7 階	522-4112
相談室ぽらりす	北区北 21 条西 5 丁目 1-32 梅ノ木ビル 202 号	757-1871
相談室ぽぷら	北区太平 9 条 5 丁目 2-4	717-5520
障がい相談といろ	北区北 10 条西 2 丁目 9-1 アルファスクエア札幌北口ビル 201 号	776-6109
相談室セーボネス	東区北 35 条東 9 丁目 1-20	748-3119
相談室あさかげ	東区北 33 条東 14 丁目 5-1	733-3808
相談室あゆみ	白石区川北 2254 番地 1	350-8755
相談室きよサポ	白石区南郷通 14 丁目南 4-8 キャッスル大木戸 1 階	860-1750
相談室ますとびぃー	厚別区上野幌 3 条 4 丁目 1-12	299-3856
相談室ぴあ	豊平区月寒西 2 条 7 丁目 1-6 山本ハイツ 404 号	836-1155
相談室みなみ	豊平区平岸 2 条 9 丁目 1-23 アムール平岸 401	825-1373
相談支援事業所ノック	清田区真栄 1 条 2 丁目 1-28 真栄ビル 1F	378-4244
ほっと相談センター	南区川沿 2 条 2 丁目 5-37	572-2220
相談支援事業所グリンハイム	南区石山 933 番地 3	591-5211
相談室すきっぷ	西区西町北 20 丁目 2-21 アイビル西町北 1 階	676-0101
西区障がい相談支援センターアウル	西区琴似 2 条 4 丁目 1-24　ヤマチビル 3 階	676-7631
障がい相談あかり	手稲区手稲本町 2 条 3 丁目 8-18　テイネビル 1 階	215-8253

※障がいのある方等からの相談については、上記 18 か所の相談支援事業所へご相談ください。このほか、上記の相談支援事業所等、支援機関からの相談を受ける基幹相談支援センターを 1 か所設置しています。

◇さっぽろ地域づくりネットワーク　ワン・オール
（中央区南 8 条西 2 丁目　☎ 213-0171）

2 障がい者就業・生活相談支援事業

① 就職や職場への定着が困難、あるいは就業経験のない障がいのある方に対して、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行い職業生活における自立を図ります。

② 民間企業等への就職又は雇用の継続を希望する障がいのある方同士の交流の促進を図ります（ただし、「就業・生活相談室しんさっぽろ」、「札幌障がい者就業・生活支援センターたすく」は除く。）。

③ 障がい者職業能力開発プロモーターが、障がいのある方と企業等に対し、職業訓練の周知・広報等を進めるほか、企業等での職業訓練の場の開拓や、訓練実施の調整等を行っています（「就業･生活応援プラザとねっと」に配置）。

手続　利用に際しては電話で窓口にお問い合わせください。

◇就業・生活応援プラザとねっと（札幌市所管）
（中央区北 1 条西 20 丁目 1-1　ラントレボー 601 号　☎ 640-2777）
（主な交流の場：中央区大通西 19 丁目札幌市視聴覚障がい者情報センター 1F）

◇就業・生活相談室からびな（札幌市所管）
（北区北 17 条西 4 丁目 2-28　藤井ビル北 17 条 I　301 号室　☎ 768-7880）

◇就業・生活相談室テラス（札幌市所管）
（豊平区豊平 8 条 11 丁目 2-18　☎ 598-9394）

◇就業・生活相談室しんさっぽろ（札幌市所管）
（厚別区厚別中央 3 条 3 丁目 3-33　システムコート新札幌 106 号室　☎ 887-7075）

◇札幌障がい者就業・生活支援センターたすく（北海道所管）
（北区北 9 条西 4 丁目 19-3 キャッスルエルム 603 号室　☎ 728-2000）

3 障がい児等療育支援事業

重症心身障がい・発達障がいなど障がいのある子ども、家族の地域生活を支えるため、専門の職員が、療育指導や療育支援を行います。保育園や学校など、関係機関からの相談にも応じています。

事業所名	所在地	電話
社会福祉法人あむ　に・こ・ぱ 2	中央区南 9 条西 13 丁目 1-38	513-6023
社会福祉法人はるにれの里　発達支援室なっつ 児童発達支援センター　さんりんしゃ内	西区福井 4 丁目 3-5	080-3572-2255
社会福祉法人麦の子会　むぎのこ児童発達支援センター	東区北 36 条東 8 丁目 1-30	776-6856
社会福祉法人北翔会　医療福祉センター札幌あゆみの園	白石区川北 2254-1	879-5555

4 先天性障がい児早期療育事業（こやぎの広場）

ダウン症など出生直後に判明する先天性の障がいのある乳幼児とその家族を対象に、超早期より相談、育児援助を行います。

◇札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援推進担当課
（☎ 211-2997）

5 障がい者あんしん相談

札幌市内に居住する障がいのある方、そのご家族及び関係者から、権利を守るための相談に対応をしています。相談員が困り事を聞き、内容により専門機関に関する情報提供や連絡調整を行います。また、必要に応じて、弁護士による無料法律相談を行っています（毎月第 2 水曜日の午後に実施。予約制）。

〈受付時間〉9 時～ 17 時（土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く）

◇札幌市社会福祉協議会（中央区大通西 19 丁目　札幌市社会福祉総合センター 3 階
専用☎ 633-1313　専用 FAX633-3887　専用メール soudan@sapporo-shakyo.or.jp）

6 障がい者虐待相談

障がいのある方への虐待の相談に、電話や面談で応じる専門の相談窓口を設置しています。障がいのある方への虐待を発見したり、疑わしいと感じた場合には、すぐにお知らせください。

〈窓口時間〉 9 時～ 19 時（土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く）
◇札幌市社会福祉協議会
（中央区大通西 19 丁目　札幌市社会福祉総合センター 3 階
専用☎ 632-7021　FAX613-5486
専用メール gyakutai@sapporo-shakyo.or.jp）
また、上記の窓口時間外にも、夜間・休日緊急通報を設置しています。
◇夜間・休日緊急通報
☎ 080-5723-0200　平日 19 時～翌 9 時（土・日曜日・祝祭日・年末年始終日）
※身体・生命の安全に危険がある場合には、110 番又は 119 番に通報してください。

7 精神科救急情報センター

夜間・休日において、精神疾患を有する方やその家族などからの緊急的な精神医療相談を、電話にて受けています。
〈受付時間〉 平日　 17 時～翌 9 時
土日祝休日　9 時～翌 9 時
◇札幌市精神科救急情報センター（☎ 204-6010）

8 さっぽろ子どものこころのコンシェルジュ事業

こころの悩みを抱えている子どもや発達障がいのある子どもが、より早く、適切な医療機関や関係支援機関での支援を受けることができるよう、適切な医療機関等を案内（コンシェルジュ）する事業を行っています。

担当区	事業所名（担当区）	電話	相談時間
中央区 東　区	氏家記念こどもクリニック	080-3231-6164	平日 10 時～ 15 時 （13 時～ 14 時を除く）
北　区	五稜会病院	771-5660	平日 10 時～ 15 時 （12 時～ 13 時を除く）
白石区 豊平区	子ども心身医療センター 地域支援室	090-3111-8061	平日 10 時～ 15 時 （12 時 15 分～ 13 時を除く）

担当区	事業所名（担当区）	電話	相談時間
厚別区	楡の会こどもクリニック	898-4766	平日 10 時～ 15 時 （12 時～ 13 時を除く）
清田区 南　区	ときわ病院　相談室こすもす	593-0556	平日 10 時～ 15 時 （12 時～ 13 時を除く）
西　区 手稲区	ときわ病院　相談室あじさい	080-2878-0556	平日 10 時～ 15 時 （12 時～ 13 時を除く）

◇障がい保健福祉部障がい福祉課（中央区北 1 条西 2 丁目　市本庁舎内
☎ 211-2936）

9 障がい者 ICT サポートセンター

障がいのある方の情報通信技術に関する総合的なサービス拠点として、ICT に関する利用相談･情報提供、パソコン講習、パソコンボランティア養成講座、パソコンボランティア派遣などを行っています。

◇札幌市障がい者 ICT サポートセンター
（北区北 7 条西 6 丁目　北苑ビル 2 階　☎ 769-0841　FAX769-0842）

10 成年後見推進センター

成年後見推進センターでは、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない方が安心して暮らすことができるように、関係機関と連携して成年後見制度の利用を促進していきます。成年後見制度に関する相談をお受けするほか、適切な相談窓口をご紹介します。

◇札幌市成年後見推進センター
（中央区大通西 19 丁目　札幌市社会福祉総合センター 3 階　☎ 624-6901）

11 日常生活自立支援事業

日常生活の判断に不安のある認知症高齢者、知的障がいのある方及び精神障がいのある方などを対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービス等の支援を行います。なお、契約にあたっては審査が必要となります。

◇各区社会福祉協議会（※ 92 ページの 9 を参照）

12 消費者被害防止ネットワーク事業

札幌市消費者センターでは、関係機関の方々と連携し、障がいのある方の消費者トラブルの未然防止、早期発見・救済のための取組を行っています。

契約者本人や、ご家族による相談が難しい場合、消費者トラブルの兆候を発見した「関係者」からの依頼により、必要に応じて札幌市消費者センターの「消費生活推進員」が実態調査に伺います。疑わしいと感じた場合は、トラブルの有無に関わらずご連絡ください。

※ 上記「関係者」は、障がい者相談支援事業所をはじめとする、障がい者福祉の仕事に携わる職員を総称しています。

◇札幌市消費者被害防止ネットワーク事務局

（北区北 8 条西 3 丁目札幌エルプラザ 2 階　札幌市消費者センター内　☎ 728-8300）

13 社会参加促進相談

身体に障がいのある方へ、機能回復訓練、オストメイト社会適応訓練、音声機能訓練、失語症言語訓練や文化・スポーツなど各種教室の活用と自立による社会生活を高めるための相談等を行っています。

◇札幌市身体障害者福祉協会

（西区二十四軒 2 条 6 丁目　札幌市身体障害者福祉センター内　☎ 641-8853）

14 身体障害者補助犬に関する相談窓口

目や耳や手足に障がいのある方の生活をお手伝いする補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）に関する様々な相談に対して、相談員、理学療法士などの専門職が対応します。

◇北海道立心身障害者総合相談所（中央区円山西町 2 丁目　☎ 613-5401）

相談員

1 各種相談員

日常生活のさまざまなことについて、地域の相談員が相談に応じます（相談員は障がい者本人か、そのご家族です。）。個人のプライバシーについては、固く守ることを義務づけられていますので、お気軽にご相談ください。

相　談　員	内　　容	お問い合わせ
身体障害者相談員	自らも身体に障がいのある方や、そのご家族の方が、さまざまな経験や情報をもとに、身近な地域の障がいのある方やご家族からの相談に応じています。また、障がいのある方への理解の促進なども行っています。	各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）
知的障害者相談員	知的障がいのある方や、そのご家族からのさまざまな相談に応じています。また、知的障がいのある方への理解の促進なども行っています。	
ろうあ者相談員	聴覚に障がいのある方の日常生活上の問題や手続きなどの相談に応じ、必要な助言を行っています。また、聴覚に障がいのある人への理解の促進のための啓発なども行っています。	各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照） ※ろうあ者相談員は聴覚障がい者です。連絡はFAXでお願いします。
盲人相談員	視覚に障がいのある方のさまざまな相談に応じ、助言を行うもので、中央区役所に1人配置しています。	中央区保健福祉部保健福祉課（中央区南3条西11丁目 ☎231-2400）

2 民生委員・児童委員

民生委員は市内各地域で、高齢者や障がいのある方など、支援を必要とする方々に対して福祉についての相談に応じ、必要な助言などを行うとともに、区保健福祉部・児童相談所などと連絡をとりあい、行政や各機関へつなぐ役割等を担っています。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

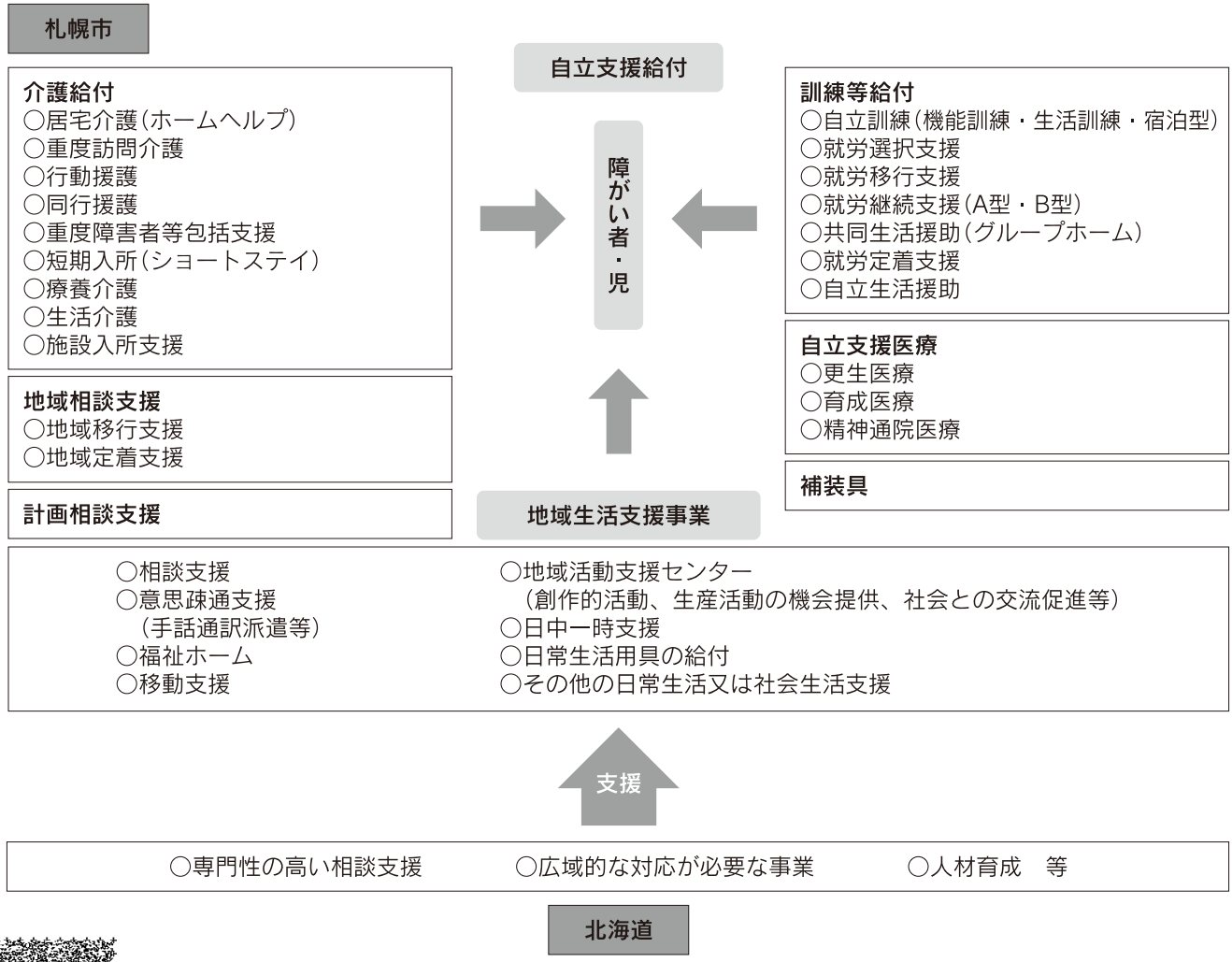
福祉サービス

障害者総合支援法

1 障害者総合支援法（概要）

内容　障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）による、総合的な自立支援システムは、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

仕組み



2 自立支援給付（介護給付・訓練等給付）

障がいのある方（※）に、ホームヘルプ、ショートステイ、グループホームなど障害福祉サービスの利用に必要な費用の一部を支給します。

※指定された疾病に該当する難病の方も対象となります（104 ～ 107 ページを参照）。

手続　窓口で申請してください。サービスの利用については、相談支援事業者に相談することもできます。なお、医師の診断書などが必要となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

サービス利用の流れ

① 窓口に申請書を提出します。

② 申請時に窓口で交付されるサービス等利用計画案提出依頼書を相談支援事業者に提示し、契約を結んで、サービス等利用計画案の作成を依頼します（ご自身で作成することもできます。）。

③ 調査員（区役所の職員）が、申請者のところに訪問し、心身の状況や介護者の状況、居住環境などについて調査を行います。また、ホームヘルプなどの利用を希望する場合、障害支援区分の認定も行います。

④ 上記②のサービス等利用計画案を窓口に提出します。

⑤ 区役所では、障がいのある方の心身の状況や介護者の状況、居住環境のほか、利用計画案を勘案し、支給決定をします。支給決定後は「障害福祉サービス受給者証」を交付します。

⑥ 障害福祉サービス受給者証をサービス事業者に提示し、契約を結んで、サービスを利用します。

費用　障害福祉サービスを利用した場合、利用者は、原則として、サービス利用に係る総費用の 1 割の金額を負担します。ただし、その金額が前年における世帯の市民税の課税状況に応じた負担上限月額を上回る場合は、負担上限月額の金額を負担します。

このほか、食費・光熱水費等の実費は、原則として利用者が負担することになります。

市民税課税状況等		負担上限月額
生活保護世帯		0円
市民税非課税世帯		0円
市民税課税世帯	所得割16万円未満 （18歳未満は28万円未満）	9,300円 （18歳未満は4,600円）
	上記以外	37,200円

※在宅で生活する方の場合

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

3 高額障害福祉サービス等給付費

障害福祉サービス、障害児通所支援及び障害児入所支援を利用した場合、利用者には市民税課税状況等に応じて利用者負担が発生します。

高額障害福祉サービス等給付費の制度は、世帯で1月に支払ったこれらの利用者負担の合算額が一定の基準を超えた場合に、その基準を超えて支払った負担額を申請により払い戻し、一世帯での負担額が大きくなりすぎないようにする仕組みです。

※上記サービスの他に補装具費や介護保険のサービスも併せて利用している場合、その利用者負担についても合算対象となることがあります。

※食事代等の実費に係る負担額は合算の対象外です。

また、**新高額障害福祉サービス等給付費**として65歳に到達する日前5年間における特定の障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所）の支給決定状況のほか、市民税課税状況など、一定の要件を満たす65歳以上の方が特定の介護保険サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護）を利用した場合、その利用者負担額を払い戻します。

※平成30年3月以前の利用分は対象外です。

※介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスは対象外です。

手続　申請する方の本人確認ができるもの（免許証、保険証など）及び払い戻しを受ける方の本人名義の口座がわかるもの（通帳など）を持参して、窓口に申請してください。

※過去の利用分について払い戻しを受けたい場合や、その他利用者負担額に疑義がある場合などは、利用した月の領収書が必要になることがあります。
※世帯に障害児入所支援を利用している方がいる場合は、札幌市児童相談所でも手続が可能です。
◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

4 計画相談支援

障害福祉サービスや地域相談支援の利用を申請する方に、相談支援事業者がその方の状況などを考慮して、サービスを適切に利用するための計画を作成します。
※利用者負担はありません。
◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

訪問系（障害者総合支援法）

1 居宅介護（ホームヘルプ）

居宅で生活している方に対し、ホームヘルパーが居宅を訪問して食事･入浴･排せつなどの身体介護、調理・掃除などの家事援助及びその他の生活全般にわたる支援を行います。
対象者　障害支援区分１以上の方及び障がいのある児童

2 重度訪問介護

居宅で生活している重度の肢体不自由者又は重度の知的・精神障がいにより常に介護を必要とする方に対し、ホームヘルパーが居宅を訪問して食事･入浴･排せつなどの身体介護や、外出時における移動支援などを総合的に行います。
対象者　障害支援区分４以上で一定の要件を満たす方

3 行動援護

居宅で生活している行動上の自己判断能力が制限されている方に対し、行動するときの危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

対象者　障害支援区分 3 以上の知的に障がいのある方又は精神に障がいのある方及び障がいのある児童

4 同行援護

居宅で生活している視覚障がいのある方で、移動に著しい困難を有する方に対し、ガイドヘルパーが移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。

対象者　視覚に障がいのある方及び障がいのある児童

5 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

対象者　障害支援区分 6 で一定の要件を満たす方

6 短期入所（ショートステイ）

居宅で介護する方が病気の場合などに、一時的に、夜間も含め施設や事業所で、入浴、排せつ、食事等の介護及びその他必要な日常生活の支援を行います。

対象者　障害支援区分 1 以上の方及び障がいのある児童

日中活動系（障害者総合支援法）

1 生活介護

常時介護等を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等の提供、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活の支援を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。

対象者　障害支援区分 3 以上の方（ただし、50 歳以上の方は区分 2 以上）

2 就労継続支援（A 型）

雇用契約等に基づく就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

対象者　次のいずれかに該当する方

ア　就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかなかった方

イ　特別支援学校を卒業した方で、求職活動を行ったが企業等の雇用に結びつかなかった方

ウ　企業等を離職した方などの就労経験のある方で、現に雇用関係がない方

※ただし、65 歳以上の方は、上記の要件に加え、以下のいずれにも該当している必要があります。

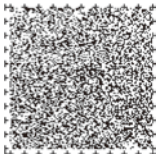
○65 歳になる前日において、就労継続支援 A 型の支給決定を受けている方

○65 歳になる前日までの 5 年間、継続して障害福祉サービスの支給決定を受けていた方

3 就労継続支援（B 型）

生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

対象者　次のいずれかに該当する方



ア　就労経験（就労継続支援事業（A 型）を含む。）がある方で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難な方

イ　就労移行支援事業（養成施設を含む。）を利用した結果、当該事業の利用が適当であると判断された方

ウ　50 歳以上の方

エ　障害基礎年金 1 級を受給されている方

4 就労移行支援（養成施設）

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に係る知識や技術の習得、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

対象者　あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を習得することにより就労を希望する方

※ただし、65 歳以上の方は、上記の要件に加え、以下のいずれにも該当している必要があります。

○65 歳になる前日において、就労移行支援の支給決定を受けている方

○65 歳になる前日までの 5 年間、継続して障害福祉サービスの支給決定を受けていた方

5 就労移行支援（養成施設以外）

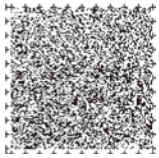
生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

対象者　就労を希望する方で、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な方

※ただし、65 歳以上の方は、上記の要件に加え、以下のいずれにも該当している必要があります。

○65 歳になる前日において、就労移行支援の支給決定を受けている方

○65 歳になる前日までの 5 年間、継続して障害福祉サービスの支給決定を受けていた方



6 自立訓練（機能訓練）

地域において自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の維持、向上等のために、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

対象者　施設や病院を退所（院）又は特別支援学校を卒業された身体機能の維持・回復等の支援が必要な方

7 自立訓練（生活訓練）

地域において自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上等のために、入浴、排せつ及び食事等に関する必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

対象者　施設や病院を退所（院）、特別支援学校を卒業、又は継続した通院により障がいの状態が安定された方等で、生活能力の維持向上等の支援が必要な方

8 就労選択支援

短時間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な関係者との連絡調整、就労に係る情報の提供及び助言等を行います。

対象者　就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する方、現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している方

9 就労定着支援

就労することに伴い生じる、日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、助言などの支援を行います。

対象者　生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A 型・B 型）の利用を経て、一般就労し、就労してから 6 か月経過している方

⑩ 自立生活援助

1人暮らしを希望する方などに対して、定期的な居宅訪問や随時の対応等により、日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等を行います。

対象者　障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での1人暮らしに移行した方、同居家族の障がい、疾病等により家族による支援が見込めない方など

居住系（障害者総合支援法）

1 施設入所支援

施設入所する方に、夜間及び休日において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活の支援を行います。

対象者　次のいずれかに該当する方

ア　昼間、生活介護事業を利用する場合
　障害支援区分4以上の方（ただし、50歳以上の方は区分3以上）

イ　昼間、自立訓練（機能訓練・生活訓練）又は就労移行支援事業（養成施設を含む）を利用する方

2 共同生活援助（グループホーム）

夜間及び休日において共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

対象者　障がいのある方（ただし、入浴、排せつ又は食事の介護が必要な方は、障害支援区分1以上）

3 療養介護

医療的ケアと常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

対象者　筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6の方。筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者で障害支援区分5又は6の方

4 宿泊型自立訓練

地域において自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力等の維持向上のために、居室その他の設備を提供し、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

対象者　日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方で、地域生活に向けて生活能力等の維持向上のための訓練その他の支援が必要な方

地域相談支援

1 地域移行支援

障害者支援施設、精神科病院、矯正施設などから地域生活に移行するにあたり、住居の確保の相談など地域生活に必要な支援を行います。

対象者　障害者支援施設や児童福祉施設に入所している障がいのある方、精神科病院に入院している精神に障がいのある方、矯正施設に入所しており、地域生活定着支援センターが社会復帰の支援を行っている方など

2 地域定着支援

居宅で１人暮らしをする方などに対し、常時の連絡体制の確保や、緊急時の相談・支援などを行います。

対象者　施設・精神科病院から退所・退院し居宅で１人暮らしをする方、家族との同居から１人暮らしに移行する方、地域生活が不安定な方

児童福祉法

1 障害児通所給付

障がいのある児童（※）に、児童発達支援、放課後等デイサービスなど障害児通所支援の利用に必要な費用の一部を支給します。

※指定された疾病に該当する難病の児童も対象となります（104 ～ 107 ページを参照）。

支援の種類	サービス内容	対象者
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の習得、集団生活への適応などのための支援を行います。また、一部の児童に対して理学療法などの支援を行います。	就学していない障がいのある児童
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の習得、理学療法などの支援を行います。	就学していない肢体不自由がある児童
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な支援、地域との交流促進のための支援などを行います。	就学している障がいのある児童（幼稚園・大学を除く）
保育所等訪問支援	専門職員が保育所などを訪問し、集団での生活に必要な支援やスタッフへの助言などを行います。	保育所や幼稚園、小学校などに通う障がいのある児童
居宅訪問型 児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の習得、集団生活への適応などのための支援を行います。	外出することが困難な障がいのある児童

手続　窓口で申請してください。サービスの利用については、相談支援事業者に相談することもできます。なお、医師の診断書などが必要となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

サービス利用の流れ

①　窓口に申請書を提出します。

②　申請時に窓口で交付される障害児支援利用計画案提出依頼書を相談支援事業者に提示し、契約を結んで、障害児支援利用計画案の作成を依頼します（ご自身で作成することもできます。）。

③　調査員（区役所の職員）が、申請者のところに訪問し、児童の心身の状況や介護者の状況、居住環境などについて調査を行います。

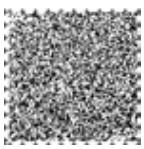
④　上記②の利用計画案を窓口に提出します。

⑤　区役所では、児童の心身の状況や介護者の状況、居住環境のほか、障害児支援利用計画案を勘案し、支給決定をします。支給決定後は「通所支援受給者証」を交付します。

⑥　通所支援受給者証をサービス事業者に提示し、契約を結んで、サービスを利用します。

費用　障害児通所支援を利用した場合、利用者は、原則として、サービス利用に係る総費用の 1 割の金額を負担します。ただし、その金額が前年における世帯の市民税の課税状況に応じた負担上限月額を上回る場合は、負担上限月額の金額を負担します。

※第 2 子以降の乳幼児がサービスを利用する場合は、負担額が軽減されることがあります。



市民税課税状況等		負担上限月額
生活保護世帯		0円
市民税非課税世帯		0円
課税世帯	所得割28万円未満	4,600円
	上記以外	37,200円

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

2 障害児相談支援

児童発達支援、放課後等デイサービスなど障害児通所支援の利用を申請する方に、相談支援事業者がその方の状況などを考慮して、サービスを適切に利用するための計画を作成します。

※利用者負担はありません。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

3 障害児入所給付

障害児入所施設等の利用に必要な費用の一部を支給します。

施設の種類	サービス内容	対象者
福祉型障害児入所施設	日常生活の指導や知識技能獲得の支援などを行います。	障がいのある児童のうち、児童相談所が適当と判断した児童
医療型障害児入所施設	日常生活の指導や知識技能獲得の支援及び治療などを行います。	

手続　児童相談所とあらかじめ相談の上、申請してください。

サービス利用の流れ

① 児童相談所に電話にて施設利用希望を伝え、来所相談の予約をします。

② 予約の日時に児童相談所に来所し、利用希望施設の相談などを行うとともに、生活状況や発達状況などの各種診断を受けます。

③ 児童相談所に申請書等を提出します。

④ 児童の心身の状況、保護者の状況、居住環境等を勘案のうえ、支給決定されます。

⑤　児童相談所にて利用希望施設の入所調整を行っていますので、希望施設が利用可能となった時点で、障害児入所受給者証が交付されます。

⑥　障害児入所受給者証を指定障害児入所施設等に提示し、契約を結んで、サービスを利用します。

⑦　サービスを利用した場合は、サービスにかかる費用のうち、一定の限度で利用者負担額が発生します。

費用　障害児入所施設等を利用した場合、利用者は、原則として前年における世帯の市民税の課税状況等に応じた負担上限月額を負担することになります。

なお、利用者負担額を軽減するために、申請により適用可能となる減免等の制度がありますので、詳細については児童相談所へお問い合わせください。

⑴　福祉型・医療型入所施設共通（利用者負担分）

市民税課税状況等		負担上限月額
生活保護世帯		0円
市民税非課税世帯		0円
課税世帯	所得割28万円未満	9,300円
	上記以外	37,200円
満3歳になって初めての4月1日から小学校就学までの児童		0円

⑵　医療型入所施設のみ（医療費分）

市民税課税状況等		負担上限月額
生活保護世帯		0円
市民税非課税世帯	年間収入82万6,500円以下	15,000円
	上記以外	24,600円
課税世帯		40,200円

※各種公費負担医療制度の受給者証をお持ちの場合、適用となる場合があります。

⑶　医療型入所施設のみ（食費分）

お持ちの健康保険上の標準負担額によります。

⑷　福祉型入所施設のみ（食費・光熱水費分）

利用施設によって個別に設定されています。

◇札幌市児童相談所（担当区　中央区・北区・東区・南区・西区・手稲区）
（中央区北7条西26丁目　札幌市児童福祉総合センター内☎622-8630）

◇札幌市東部児童相談所（担当区　白石区・厚別区・豊平区・清田区）
（白石区本郷通3丁目北3　☎863-6290）

4 高額障害児通所給付費・高額障害児入所給付費

※ 16 ページの3「高額障害福祉サービス等給付費」と同じです。

その他サービス

1 移動支援

居宅で生活している屋外での移動に著しい制限のある方に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出支援を行います。

対象者　屋外での移動に著しい制限のある視覚障がい、全身性障がいのある方（※）、知的障がいのある方又は精神障がいのある方及び障がいのある児童

※指定された疾病に該当する難病の方も対象となります（100 ～ 103 ページを参照）

利用料　生活保護世帯・市民税非課税世帯　無料
市民税課税世帯　派遣費用の 1 割

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

2 重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業

コミュニケーションが困難な重度障がいのある方が入院した場合に、普段介助を行っているヘルパーを病院に派遣し、病院内でのコミュニケーション支援を行います。

対象者　市内にお住まいの障がいのある方で、入院中にコミュニケーション支援が必要であり、一定の要件を満たす方

費用　原則として、サービス利用に係る総費用の 1 割の金額を負担します。ただし、その金額が自立支援給付における負担上限月額（15 ページの2を参照）を上回る場合は、負担上限月額の金額を負担することとなります。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

3 日中一時支援

日中において、介護者が病気等の理由により家庭において介護ができない場合に、一時的に、事業所で見守り、障がい者等に活動の場を提供し、その他必要な日常生活の支援を行います。

対象者　日中において看護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要となる身体障がいのある方、知的障がいのある方、精神障がいのある方

利用料　施設利用料及び食費・光熱水費・教材費などの実費

◇各日中一時支援事業所

4 入浴サービス

家庭での入浴が困難な重度の障がいのある方に、入浴サービスを行っています。入浴方法は施設の入浴設備を利用した施設入浴と、入浴業者を自宅に派遣する訪問入浴の２種類があります。

入浴回数　週２回以内

費用　生活保護世帯　無料

上記以外の世帯　利用額の１割

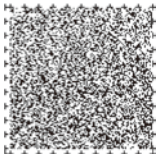
◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

5 福祉ホーム（身体障がい者福祉ホーム）

自立した日常生活を営むことができるよう、現に住居を求めている身体に障がいのある方を対象に、低料金で居室その他の設備を提供することにより、日常生活に必要な便宜を供与します。

対象者　家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な身体に障がいのある方

利用料　室料、光熱水費など（各施設が設定した料金となります。）



◇自立ホーム 24（定員 10 人）
（札幌市西区二十四軒 4 条 6 丁目 3 番 2 号　☎ 632-7077）
◇ステップ 6・2（定員 13 人）
（札幌市手稲区西宮の沢 6 条 2 丁目 5 番 12 号　☎ 669-2222）

6 福祉ホーム（精神障がい者福祉ホーム）

自立した日常生活を営むことができるよう、現に住居を求めている精神に障がいのある方を対象に、低料金で居室その他の設備を提供することにより、日常生活に必要な便宜を供与します。

対象者　家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な精神に障がいのある方

利用料　室料、光熱水費など（施設が設定した料金となります。）

◇清和ハイツ（定員 14 人）
（札幌市西区山の手 4 条 5 丁目 3 番 27 号　☎ 644-5111）

7 あんしんコール

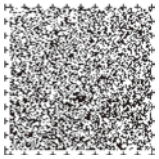
ボタンを押すだけで専用の受信センターにつながる通報機器を自宅に設置し、24 時間体制で健康などに関する相談ができるほか、急病時には救急車の手配等を行います。また、月に 1 回程度、電話訪問を行います。

対象者　内部障がい又は移動能力に障がいがある 1 人暮らしで 18 歳以上の重度身体障がい者（1 ～ 2 級）

※ 65 歳以上の方は、異なる要件で同じ制度があります。また、ご家族と同居していても対象となる場合がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

費用　月額　900 円
※生活保護世帯　無料
※市民税が非課税の世帯　300 円

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）



8 寝具の洗濯乾燥

在宅で寝たきりの状態にある、身体に重度の障がいのある方が使用しているふとんなどを、市から委託を受けた専門業者が対象者の自宅を訪問して預かり、洗濯乾燥を行います。

対象者　生計中心者の前年の住民税が非課税の世帯に属する、在宅で寝たきりの状態にある、身体に重度の障がいのある方

回数　1人につき年2回

費用　無料

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

9 パーソナルアシスタンス（PA）事業

重度障がいのある方が地域の方と介助契約を結び、自ら介助者の調整をしながら食事・入浴・排せつなどの身体介護や外出時における移動支援など必要な介助を受けるとともに、原則としてその介助費用を直接支給します。

対象者　障害者総合支援法に基づく重度訪問介護（17ページの2を参照）の支給決定を受けている方

費用　原則として、サービス利用に係る総費用の1割を負担します。ただし、その金額が自立支援給付における負担上限月額（15ページの2を参照）を上回る場合は、負担上限月額の金額を負担します。

手続　申請が必要ですので、お問い合わせください。

◇ＰＡサポートセンター

（札幌市東区北14条東14丁目2-5 光星ビル３Ｆ　☎790-6003）

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

10 地域ぬくもりサポート事業

障がいのある方のための有償ボランティア事業です。地域ぬくもりサポートセンターが紹介する地域サポーター（※）が暮らしのお手伝いをします。

※ボランティア活動ができる地域住民の方

対象者　市内にお住まいの障がいのある方、発達に心配のある児童

支援内容　外出の付き添いや育児支援など（1回1時間半程度。
専門的な知識や介助技術を必要としない簡単なもの）

費用　1回の支援につき、地域サポーターの方に直接500円を支払います。

手続　お住まいの区を担当する地域ぬくもりサポートセンターへの登録が必要です。詳しくは各サポートセンターへお問い合わせください。

◇地域ぬくもりサポートセンター

担当区	運営法人	連絡先
中央・南・豊平・清田	社会福祉法人あむ	電話　206-6511 FAX　206-6229
北・西・手稲	社会福祉法人 HOP	電話　632-7076 FAX　632-7066
東・白石・厚別	社会福祉法人えぽっく	電話　895-8010 FAX　893-2131

11 福祉除雪

道路に面している一戸建ての住宅に住み、約 500 メートル以内に除雪を援助できる子または子の配偶者が居住していない世帯で、世帯全体が以下のいずれかに該当し、自力で除雪することが困難と認められる世帯に対し、地域の協力員が玄関先の除雪を行います。

①　要介護 1 以上または、重度（1･2 級）の身体障がいのある方

②　要介護 1･2 で介護保険サービスを継続して利用している方

③　介護予防・生活支援サービス事業の対象者（※）で介護保険サービスを継続して利用している方

④　①に該当する方と、その方を専ら介護し、除雪することが困難と認められる 70 歳以上の方

⑤　市社会福祉協議会が特に認める方

※要介護（要支援）認定は受けていないが、介護予防・生活支援サービス事業を利用されている方

費用　一冬あたり　10,000 円

※生活保護世帯　無料　※市民税が非課税の世帯　5,000 円

◇各区社会福祉協議会（※ 92 ページの 9 を参照）

12 要介護者等ごみ排出支援事業（さわやか収集）

家庭ごみの排出支援として、介護保険サービスや障害福祉サービスを利用している方で、ごみステーションにごみを排出することができない方を対象に、清掃事務所の職員がご自宅を訪問してごみを収集する「さわやか収集」を実施しています。

① 燃やせるごみなどの「生活ごみ」は、週に 1 回、玄関先等から収集します（共同住宅は上層階も可）。

② 「大型ごみ」は、家の中から運び出して収集します（一度に 3 点まで）。

③ ご希望の方には、安否確認として、ごみの収集時に毎回声掛けを行います。

対象者 家庭から出るごみを自身で排出することや、大型ごみを家の中から運び出すことが困難な方で、親族や近隣住民、地域ボランティア等による支援が受けられず、次の⑴から⑶までのいずれかに該当する方。

なお、2 人以上の世帯の場合は、満 18 歳に到達した日以後最初の 3 月 31 日までの者を除く世帯員全員が要件に該当することが必要です。

⑴ 介護保険の要介護 2 以上又は障害福祉サービスの障害支援区分 3 以上。

⑵ 介護保険の事業対象者、要支援1・2又は要介護1か、障害福祉サービスの障害支援区分1・2で、本人又は世帯内の1人以上がホームヘルプサービスを利用していること。

※事業対象者とは、平成 29 年 4 月から開始している札幌市介護予防・日常生活支援総合事業の対象者のこと。

⑶ 障害福祉サービスの同行援護を利用していること。

手続 下記の窓口にお問い合わせください。

◇燃やせるごみなどの「生活ごみ」に関すること：各清掃事務所

お住いの区の清掃事務所《連絡先一覧》

中央区にお住いの方は	【中央清掃事務所】	電 話　581-1153
北区にお住いの方は	【北清掃事務所】	電 話　772-5353
東区にお住いの方は	【東清掃事務所】	電 話　781-6653
白石区・厚別区にお住いの方は	【白石清掃事務所】	電 話　876-1753
豊平区・清田区・南区にお住いの方は	【豊平・南清掃事務所】	電 話　583-8613
西区・手稲区にお住いの方は	【西清掃事務所】	電 話　664-0053

◇「大型ごみ」に関すること：大型ごみ収集センター（☎ 281-8153）

⓭ 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

重度障がい者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間に限り、重度障がい者に対し、修学に必要な身体介護等を提供し、障がい者の社会参加を促進します。※大学等に要件があるため、本事業の利用を希望する場合は事前にお問い合わせください。

◇障がい保健福祉部障がい福祉課

（中央区北 1 条西 2 丁目　市本庁舎 3 階南　☎ 211-2936）

医療・保健

医療

1 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）

概要　更生医療、育成医療又は精神通院医療を受ける際に必要な医療費の一部を公費で負担する制度です。

手続　窓口に必要書類を添えて、申請書を提出してください。必要書類については、電話で窓口にお問い合わせください。

受診の流れ

①　窓口に申請書及び必要書類を提出します。

②　専門機関等で、医療の必要性について判定のうえ、支給決定をします。
支給決定時には「自立支援医療受給者証」が交付されます。

③　自立支援医療受給者証を指定自立支援医療機関に提示して、受診します。

④　医療費のうち、一定の限度で利用者負担額が発生します。

費用　自立支援医療を受ける場合、受診者は、原則として医療費の１割の定率負担が発生しますが、市民税の課税状況等に応じて、負担上限月額が設定されます。このほか、入院時の食費については、原則として自己負担することになります。

※更生医療～身体に障がいのある方を対象に、その障がいを軽くしたり取り除いたりして職業能力を高め、日常生活を容易にするための医療

※育成医療～ 18 歳未満の身体に障がいのある児童を対象に、手術などにより生活能力を回復するための医療

※精神通院医療～精神障がいの適切な医療を普及するために、精神に障がいのある方を対象に、通院により行われる精神障がいの医療

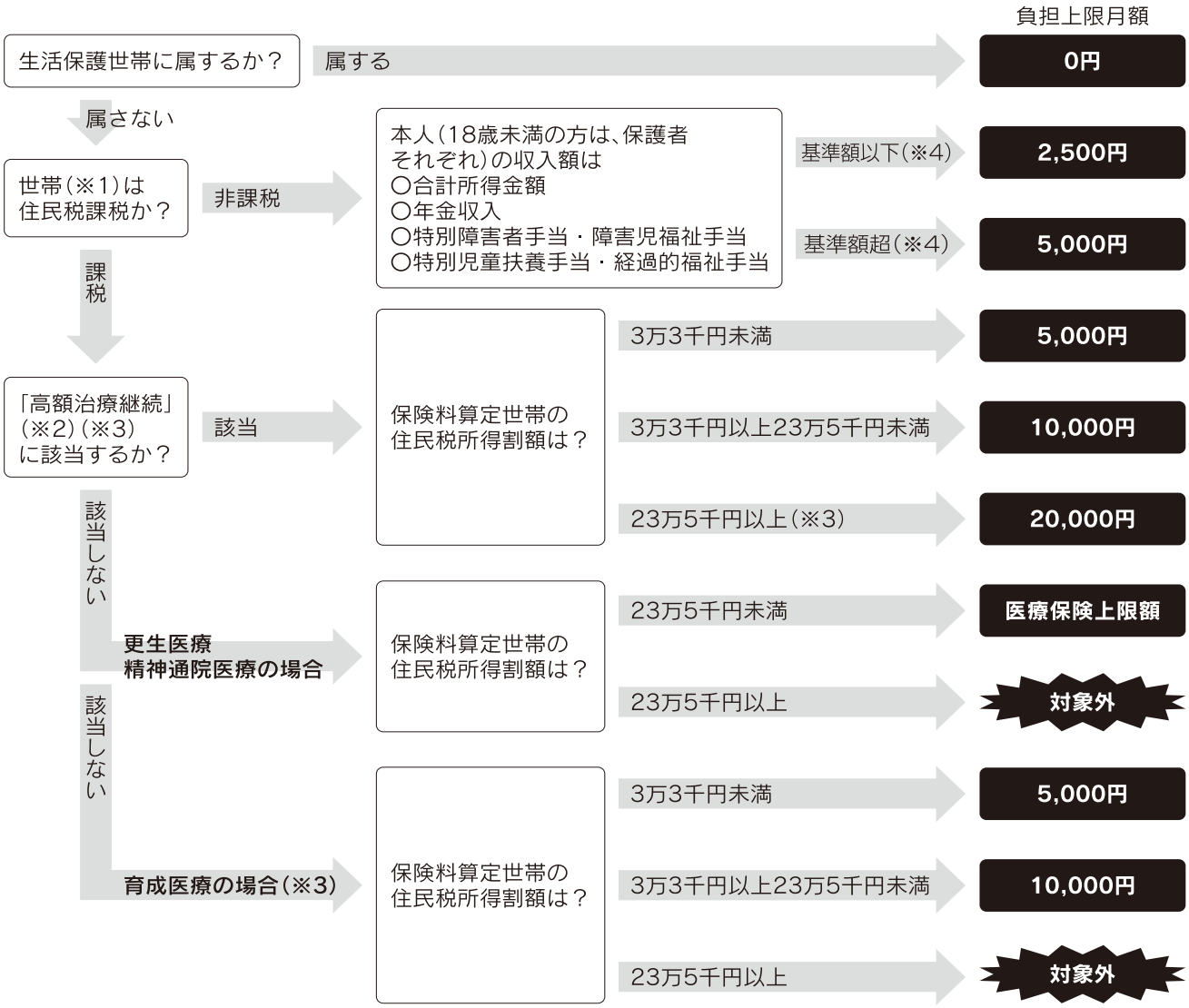
◇更生医療　各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

◇育成医療　各区保健センター（※ 90 ページの3を参照）

◇精神通院医療

・申請手続きについて　各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

・制度全般・申請後の進捗確認　札幌市精神保健福祉センター精神事務係
（中央区大通西 19 丁目 WEST19　4 階　☎ 590-1766）



※ 1 「世帯」とは住民票の世帯ではなく、「医療保険の加入単位」（受診者と同じ医療保険に加入する者）をもって、「世帯」とする。

(1) 国民健康保険加入者～受診者と同じ医療保険の被保険者すべて

(2) 後期高齢者医療加入者～受診者と同じ医療保険の被保険者すべて

(3) その他の保険～受診者と同じ医療保険の被保険者

※ 2 高額治療継続者（「重度かつ継続」）の範囲については、以下のとおり。

(1) 疾病、症状等から対象となる者

〇更生医療・育成医療　腎臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）又は肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）の者

〇精神通院医療　統合失調症、双極症（双極性障害）・うつ病、てんかん、知的障がい、認知症等の脳機能障害若しくは薬物関連障害（依存症等）、その他の精神疾患を有する者で、通院による

精神医療を継続的に要する程度の病状にある者

⑵　疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者（医療保険の多数該当の者）

※ 3　育成医療の経過措置及び更生医療と精神通院医療の「一定所得以上」かつ「高額治療継続」の者に対する経過措置は、令和 9 年 3 月 31 日まで延長

※ 4　基準額は、障害基礎年金 2 級の年額相当程度

2 こころの安心カード

精神科や心療内科などに通院されている方が、夜間や休日などの急なこころの診療や災害に備えておくために、病名、処方内容、主治医からのアドバイスなどを記載して持ち歩くことができるカードです。

緊急にかかりつけ以外の医療機関を受診するときや災害時などの場合、カードに記載されている情報があることで、必要な診療情報が伝わりやすくなるほか、主治医の診療時間外に病状が悪化したときの対応などに活用できます。

対象者　札幌市内の指定自立支援医療機関（精神通院医療）に通院している方（自立支援医療を受給していない方も含む）

手続　対象医療機関の主治医へカード作成を申込み、主治医とご相談の上で作成してください（カードの台紙は札幌市から対象医療機関へ交付しています）。

※主治医から作成を勧められる場合もあります。

費用　原則無料（広く普及させるため、各医療機関へ協力を依頼しています）

◇障がい保健福祉部障がい福祉課

（中央区北 1 条西 2 丁目　市本庁舎内　☎ 211-2936）

3 重度心身障がい者医療費助成

心身に重い障がいのある方の医療費の一部を札幌市が助成します。

対象者　札幌市に住民登録をしている公的医療保険の被保険者（組合員）※①の方、もしくはその公的医療保険の被扶養者となっている方で、生計を主として維持する方※②の所得額が限度額未満であり、次の（1）から（3）のいずれかに該当する方です。

※① 65 歳以上の方は後期高齢者医療制度に加入していること。

※②生計を主として維持する方とは、本人、配偶者、扶養義務者のうち、受給者の生計を主として維持する方をいいます。（ご夫婦、ご両親の場合はどちらか所得の高い方です。）

●所得制限限度額表

扶養親族数	所得限度額	給与収入額の目安
0人	628.7万円	831.9万円
1人	653.6万円	858.6万円
2人	674.9万円	879.9万円
3人	696.2万円	901.2万円

⑴　身体障害者手帳1～3級（ただし3級にあっては、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能障がいに限る）の方

⑵　療育手帳「A」と判定された方、または「重度」と判定（診断）された方

⑶　精神障害者保健福祉手帳1級の方

手続　次のものをお持ちになり、区役所保健福祉課（※ウラ表紙を参照）またはオンライン申請（65歳以上で後期高齢者医療制度未加入の方を除く）で受給者証交付の申請をしてください。

・手続きに来る方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

・公的医療保険情報を確認できるもの（次のいずれか1点）
資格確認書・資格情報のお知らせ・マイナポータルの公的医療保険情報が確認できる画面

・地方税関係情報の取得に関する同意書（様式は区役所保健福祉課の窓口または札幌市公式ホームページの申請書・届出書ダウンロードサービスにあります）
※ただし、今年（助成対象月が1月～7月に対する申請の場合は前年）の1月1日の住民登録が札幌市内にある方は必要ありません。

・障がいの程度を証明するもの（次のいずれか1点）
身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳または「重度」の判定（診断）書

◎診療を受けるときは、公的医療保険情報を確認できるものと一緒に受給者証を医療機関の窓口にお出しください。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

4 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の方と 65 歳～ 74 歳で一定の障がいのある方を対象とした公的医療保険制度です。75 歳以上の方は 75 歳の誕生日から加入し、手続きは必要ありません。65 歳～ 74 歳で一定の障がいのある方は申請し、認定を受けた日から加入します。申請できるのは身体障害者手帳 1 ～ 3 級及び 4 級の一部（音声・言語機能及び身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号の下肢障害 4 級 1、3、4 号）や、療育手帳 A（重度）判定、精神障害者保健福祉手帳 1、2 級をお持ちの方等です。また、重度心身障がい者医療費受給者証をお持ちの方が 65 歳になると受給資格を喪失しますので、それ以降も継続を希望する場合は障がい認定を受け、後期高齢者医療制度に加入する必要があります。

75 歳になった方、一定の障がいがあり申請をした方は、それまで加入していた国保や勤務先などの健康保険から脱退し、後期高齢者医療制度に加入します。加入した方は、個人ごとに算定された保険料を加入者一人ひとりが納めることになり、原則として年金から天引きとなります。

医療機関等にかかるときの医療費の自己負担割合は、令和 4 年 9 月までは 1 割（現役並み所得者は 3 割）、令和 4 年 10 月からは所得等に応じて 1~3 割です。なお、重度心身障がい者医療費助成などの医療費助成を受けている方は、医療費助成制度で定められている医療費、自己負担割合となります。

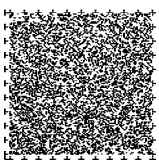
後期高齢者医療制度に加入することにより、保険料や医療費の負担などが変わることがありますので、障がいの程度を証明できるもの（手帳など）をお持ちになり、下記窓口でご相談の上、希望される場合には申請してください。

◇各区保健福祉部保険年金課（※ウラ表紙を参照）

5 小児慢性特定疾病医療費助成

小児慢性特定疾病にかかっている 18 歳未満（18 歳到達時点で継続治療が必要な場合は 20 歳未満まで延長可能）の児童等に対して、医療費の給付を行うとともに、小児慢性特定疾病の治療研究を推進し、その医療の確立と普及を図ることを目的に実施しています。

対象疾患群　（疾病ごとに症状や治療内容などによる認定基準があります。）



①悪性新生物　②慢性腎疾患　③慢性呼吸器疾患　④慢性心疾患　⑤内分泌疾患　⑥膠原病　⑦糖尿病　⑧先天性代謝異常　⑨血液疾患　⑩免疫疾患　⑪神経・筋疾患　⑫慢性消化器疾患　⑬染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群　⑭皮膚疾患　⑮骨系統疾患　⑯脈管系疾患　計 801 疾病
◇各区保健センター（※ 90 ページの3を参照）

6 特定医療費（指定難病）助成制度

発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病であって長期の療養を必要とする、いわゆる難病と呼ばれる疾病のうち、国が定めた指定難病の疾病について、患者の医療費の一部を公費で負担するとともに、医療の確立、普及を図ることを目的に実施しています。
対象疾病　筋萎縮性側索硬化症、パーキンソン病など 348 疾病
◇各区保健センター（※ 90 ページの3を参照）

7 産科医療補償制度

お産に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供するなどにより、産科医療の質の向上などを図ることを目的とした制度です。

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">補償の対象
（①～③の基準をすべて満たす場合、補償対象となります）</th><th>補償内容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">①</td><td>2015 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日までに出生したお子様の場合</td><td>2022 年 1 月 1 日以降に出生したお子様の場合</td><td rowspan="5">総額
3,000 万円</td></tr>
<tr><td>在胎週数が <u>32 週以上</u>で出生体重が <u>1,400g 以上</u>、または
在胎週数が <u>28 週以上で所定の要件を満たす</u>こと</td><td>在胎週数が <u>28 週以上</u>
であること</td></tr>
<tr><td>②</td><td colspan="2">先天性や新生児期の要因によらない脳性まひであること</td></tr>
<tr><td>③</td><td colspan="2">身体障害者障害程度等級 1 または 2 級相当の脳性まひであること</td></tr>
</table>

※補償申請ができる期間は、<u>お子様の満 1 歳の誕生日から満 5 歳の誕生日までです。</u>

※詳細は下記お問い合わせ先にご照会いただくか、もしくは産科医療補償制度ホームページ（http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/）をご参照ください。

◇公益財団法人日本医療機能評価機構産科医療補償制度コールセンター

☎ 0120-330-637 受付時間：午前 9 時～午後 5 時（土日祝日・年末年始を除く）

8 産科医療特別給付事業

産科医療特別給付事業は、2021 年 12 月末日に廃止された産科医療補償制度の個別審査で補償対象外となった児等のうち、2022 年 1 月改定基準に相当する給付対象の基準を満たす場合に、特別給付金を特例的に支給することを目的としています。

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">給付の対象
（①～③の基準をすべて満たす場合、給付対象となります）</th><th>補償内容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">①</td><td>2009 年 1 月 1 日から 2014 年 12 月 31 日までに出生したお子様の場合</td><td>2015 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日までに出生したお子様の場合</td><td rowspan="4">1,200
万円
（一括）</td></tr>
<tr><td>在胎週数が 28 週以上であること
または
在胎週数が 33 週以上かつ 2,000g 未満
であること</td><td>在胎週数が 28 週以上 32 週未満で
あること、または
在胎週数が 32 週以上かつ 1,400g 未満
であること</td></tr>
<tr><td>②</td><td colspan="2">先天性や新生児期の要因によらない脳性まひであること</td></tr>
<tr><td>③</td><td colspan="2">身体障害者障害程度等級 1 または 2 級相当の脳性まひであること</td></tr>
</table>

※給付申請ができる期間は、2025 年 1 月 10 日～ 2029 年 12 月 31 日です。

※産科医療補償制度に未申請のお子様も申請できます。

※詳細は下記お問い合わせ先にご照会いただくか、もしくは産科医療特別給付事業ホームページ（https://www.sanka-kyufu.jcqhc.or.jp/）をご参照ください。

◇公益財団法人日本医療機能評価機構産科医療特別給付事業専用コールセンター

☎ 0120-299-056

受付時間：午前 9 時半～午後 5 時（土日祝日・年末年始を除く）

9 障がい者歯科診療

障がいがあり、近くの歯科医院で診療を受けることが困難な方のために障がい者専用の歯科診療所が開設されています。

◇札幌歯科医師会口腔医療センター　障がい者歯科診療部
（中央区南 7 条西 10 丁目　☎ 512-9497）※完全予約制
診療時間：月曜日　14:00 ～ 17:00
火・水・木・土曜日　9:30 ～ 12:30、14:00 ～ 17:00
金曜日　9:00 ～ 12:30(全身麻酔下歯科治療)、14:00 ～ 17:00
※日曜日・祝日・年末年始は休診となります。

保健

1 身体障害者在宅訪問診査・指導

身体的・地理的条件により受診や相談を受ける機会が少ない在宅の身体障がいのある方とその家族等を対象に、専門職を家庭に派遣し、相談を行っています。

内容　障がいの診査、身体機能・日常生活動作・住宅改修などの評価、運動・介助方法・福祉用具・住宅改修等に関する助言・指導など

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

2 難病患者等面接・訪問相談事業

難病患者などの療養上の不安解消を図り、在宅療養や社会参加への支援を行うために、保健師などによる面接相談と訪問相談を行います。

◇各区保健センター（※ 90 ページの 3 を参照）

福祉用具

1 補装具

身体機能を補完、代替し、長期間にわたり継続して使用される補装具（車椅子、補聴器等）の購入・修理・借受けに必要な費用を支給します。

対象者　所定の身体障害者手帳をお持ちの方又は難病患者等（障がい等の内容により、支給対象種目が異なります。支給対象種目については、窓口にお問い合わせください。）

手続　窓口に医師意見書・見積書等を添えて、申請書を提出してください。

購入・修理・借受けまでの流れ

① 窓口に申請書等を提出します。

② 専門機関等で行われる、補装具の必要性についての判定の後、支給決定を受けます。

③ 補装具業者と契約を結び、補装具の製造又は修理をしてもらいます。借受けの決定を受けた場合は借りる補装具を受け取ります。

④ 購入・修理・借受けの費用のうち、一定の限度で利用者負担額が発生します。

費用　利用者は補装具の購入・修理・借受けの費用の１割を負担することになりますが、市民税の課税状況等に応じて負担上限月額が設定されます。

市民税課税状況等	負担上限月額
生活保護受給世帯・市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯	37,200円

※ 18歳以上の方で、本人または同一世帯員である配偶者の市民税所得割額が46万円以上の場合、支給の対象外となります。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

2 子どもの補聴器購入費等助成

軽度・中等度難聴のある子どもの補聴器購入・修理に要する費用を助成します。

対象者　身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴のある、札幌市にお住まいの満 18 歳未満の子どもの保護者（聴力レベルや保護者の所得に制限があります。）

手続　補聴器を**購入又は修理する前**に、お住まいの区役所保健福祉課で申請してください。必要な書類などは、窓口までお問い合わせください。

助成対象となる費用　補聴器本体の購入又は修理費用（助成基準額は、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度における「高度難聴用耳かけ型補聴器」の支給基準額に準じます）。※補聴援助システム（FM 式・デジタルワイヤレス式）も助成対象です。

費用　市民税の課税状況等に応じて、下表のとおり自己負担額があります。

市民税課税状況等	自己負担額
生活保護受給世帯・市民税非課税世帯	0 円
市民税課税世帯	助成基準額の 1 割

※購入又は修理費用と助成基準額との差額については、表の区分に関わりなく自己負担となります。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

3 日常生活用具

日常生活上の便宜を図るための用具であって、一般的に普及していない用具（特殊寝台、ストーマ用装具等）を給付します（事前申請が必要です）。

対象者　身体障がいのある方、知的障がいのある方、精神障がいのある方及び難病患者等で、障がいの程度、年齢等、種目ごとに定められた要件を満たす方（原則は在宅の方を対象とする）。

対象種目　種目ごとに対象となる障がいの種類、障がいの程度、用具の性能、給付限度額の基準があります。また、種目によっては、申請にあたり主治医の意見書が必要になる場合があります。

※対象者要件等の詳細については、お住まいの区役所保健福祉課へお問い合わせください。

<table>
<tr><th colspan="4">対象種目一覧</th></tr>
<tr><td rowspan="6">介護・訓練支援用具</td><td>特殊寝台</td><td rowspan="4">在宅療養等支援用具</td><td>盲人用体温計（音声式）</td></tr>
<tr><td>特殊マット</td><td>盲人用体重計（音声式又は触読式）</td></tr>
<tr><td>特殊尿器</td><td>視覚障害者用血圧計（音声式）</td></tr>
<tr><td>入浴担架</td><td>パルスオキシメーター</td></tr>
<tr><td>体位変換器</td><td rowspan="14">情報・意思疎通支援用具</td><td>携帯用会話補助装置</td></tr>
<tr><td>移動用リフト</td><td>情報・通信支援用具</td></tr>
<tr><td rowspan="12">自立生活支援用具</td><td>入浴補助用具</td><td>点字ディスプレイ</td></tr>
<tr><td>ポータブル便器</td><td>点字器</td></tr>
<tr><td>歩行補助つえ</td><td>点字タイプライター</td></tr>
<tr><td>移動・移乗支援用具</td><td>視覚障害者用ポータブルレコーダー</td></tr>
<tr><td>頭部保護帽</td><td>視覚障害者用音声ＩＣタグレコーダー</td></tr>
<tr><td>特殊便器</td><td>視覚障害者用活字読上げ装置</td></tr>
<tr><td>火災警報器</td><td>視覚障害者用拡大読書器</td></tr>
<tr><td>自動消火器</td><td>視覚障害者用緊急地震速報受信ラジオ</td></tr>
<tr><td>電磁調理器</td><td>盲人用時計</td></tr>
<tr><td>歩行時間延長信号機用小型送信機</td><td>聴覚障害者用通信装置</td></tr>
<tr><td>聴覚障害者用屋内信号装置</td><td>聴覚障害者用情報受信装置</td></tr>
<tr><td>保護ブーツ</td><td>人工喉頭</td></tr>
<tr><td rowspan="4">在宅療養等支援用具</td><td>透析液加温器</td><td rowspan="2">排泄管理支援用具</td><td>ストーマ用装具</td></tr>
<tr><td>ネブライザー</td><td>収尿器</td></tr>
<tr><td>電気式たん吸引器</td><td rowspan="2">住宅改修費</td><td rowspan="2">居宅生活動作補助用具（住宅改修費）</td></tr>
<tr><td>酸素ボンベ運搬車</td></tr>
</table>

手続　窓口に札幌市の日常生活用具給付事業委託業者が作成した見積書を添えて、申請書を提出してください。

費用　利用者は日常生活用具の給付にかかる費用の１割を負担することになりますが、市民税の課税状況等に応じて月額負担上限額が設定されます。

市民税課税状況等	月額負担上限額
生活保護受給世帯・市民税非課税世帯	0円
市　民　税　課　税　世　帯	37,200円 （ストーマ用装具にあっては　3,100円）

※以下の場合は支給対象外となります。
　18歳以上の方→本人又は同一世帯員である配偶者の市民税所得割額が
　　46万円以上の場合
◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

4 紙おむつの支給

　常におむつを使用している、在宅で重度の障がいがある方（原則3歳以上）に、紙おむつを支給します。グループホームや福祉ホームを利用している方は、契約内容によって、支給対象となる場合がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

支給数量　月に1回6,500円以内の紙おむつを対象者の自宅に配達します。

費用　生活保護世帯　無料
　　上記以外の世帯　利用額の1割

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

5 福祉用具展示ホール

　だれもが安心して快適に地域で暮らせるために、福祉用具の展示や情報提供をしています。

　当展示ホールには、高齢の方や障がいのある方のための福祉用具をはじめ、介護者の負担を軽減するための介護用品などを多数展示し、展示品に触れたり、試乗することができます。毎月第2土曜日（11月を除く）は福祉や介護に関する無料講座を開催しています。

利用時間　月曜日～金曜日　午前 9 時～午後 5 時まで。第 2 土曜日　9 時～正午まで。（第 2 を除く土曜日・日曜日・祝日・年末年始は休みです。）

◇札幌市社会福祉協議会　福祉用具展示ホール（中央区大通西 19 丁目
札幌市社会福祉総合センター 4 階　☎ 614-3345 内線 426）

6 福祉用具リサイクル

使わなくなった福祉用具等を、必要としている方にお譲りするため、リサイクル情報の橋渡しを行っています。

品目　一般的な福祉用具、介護用品を対象としますが、肌に直接触れる物品（ポータブルトイレ、入浴用品等）は未使用のものに限っています。また、介護用ベッド、電動ベッドについては対象外です。

手続　市民から寄せられる「譲ります」「譲ってください」の情報を登録し、提供者と譲受者双方の意向が一致した場合に、お互いの住所・氏名をお知らせし、当事者同士で話を進めます。

費用　提供物品は無料ですが、運搬・修理等に関する費用は、譲り受ける側の負担となります。

◇札幌市社会福祉協議会　福祉用具展示ホール
（中央区大通西 19 丁目　札幌市社会福祉総合センター 4 階
☎ 614-3345 内線 426）

経済支援

年金・手当

1 国民年金（障害基礎年金）

国民年金の被保険者期間中に初診日のある（※ 1）病気やけがによって、定められた障がい状態（※ 2）にあり、かつ納付要件を満たしている 20 歳以上の方に年金を支給する制度です。

※1 初診日が 20 歳前の場合も支給対象となります（本人の所得によって支給停止となる場合があります。）。

※1 初診日が 65 歳以上の場合は、原則障害基礎年金は支給されません。

※2 障害年金の等級は身体障害者手帳の等級とは基準が異なります。

支給額 1 級 1,059,125 円（年額）（1,056,125 円）昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた方
2 級 847,300 円（年額）（844,900 円）昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた方

子の加算 障害基礎年金の受給権者によって生計を維持されている 18 歳に達する日の属する年度末までの間にある子（障がいのある子は 20 歳未満）がいるときに次の額が加算されます。

○子 1 ～ 2 人（1 人につき）243,800 円（年額）

○ 3 人目から 1 人につき 81,300 円（年額）

◇各区保健福祉部保険年金課（※ウラ表紙を参照。ただし、初診日が国民年金第 3 号被保険者期間中の場合は各年金事務所 ※ 92 ページの8を参照）

2 厚生年金（障害厚生年金）

厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある病気やけがによって、定められた障がい状態に該当する方に、障害基礎年金に上乗せする形で支給されます。

また、この障がいよりやや軽い場合に厚生年金保険の独自給付として 3 級の

障害厚生年金が支給されます（最低保障年額 635,500 円（633,700 円）昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた方）。

配偶者加給年金額　1・2 級の障害厚生年金を受けている方によって生計を維持していた配偶者がいる場合に、加給年金額が加算されます。
年金額 243,800 円（年額）

（障害手当金）

厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある病気やけがが初診日から 5 年以内に治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障がいが残ったときに一時金として支給されます。

対象者　初診日前に、国民年金の障害基礎年金を受けられる保険料納付要件を満たしている方（最低保障額 1,271,000 円）（1,267,400 円）昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた方

◇各年金事務所（※ 92 ページの 8 を参照）
※共済組合員期間中に初診日がある場合は、各共済組合

3 特別障害給付金

国民年金制度の発展過程において、障害基礎年金等を受給することができない障がいのある方を対象とした福祉的措置として、特別障害給付金制度があります。

対象者　次のいずれかに該当する方で、国民年金に任意加入していなかった期間に初診日があり、現在障害基礎年金 1・2 級相当の障がい状態に該当する方

○平成 3 年 3 月以前の国民年金任意加入対象であった学生
○昭和 61 年 3 月以前の国民年金任意加入対象であった被用者年金制度加入者等（厚生年金・共済組合の加入者等）の配偶者
※所得によって支給停止となる場合があります。
※老齢基礎年金等を受給されている場合は、支給制限があります。

支給額　1 級障害相当 58,650 円（月額）　　2 級障害相当 46,920 円（月額）

◇各区保健福祉部保険年金課（※ウラ表紙を参照）

4 心身障害者扶養共済制度

心身障がい（児）者の生活の安定や将来に対する保護者の不安の軽減を図ることを目的とした、任意加入の制度です。

加入者（保護者）が生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡又は重度障がいとなったときに、心身障がい（児）者に終身一定額の年金を支給します。

なお、この制度は都道府県、政令指定都市が条例に基づいて実施している全国的な制度です。加入者が札幌市外へ転出されても、転出先の自治体で手続をすることで、札幌市における加入期間を通算できます。

加入者　次の要件を満たしている方が加入できます。

○心身障がい（児）者を現に扶養している保護者（配偶者・父母・兄弟姉妹など）であること

○札幌市内に住所があること

○加入しようとする年度の初日（4 月 1 日）時点で 65 歳未満であること

○生命保険に加入できる健康状態であること

対象となる心身障がい（児）者　次の要件を満たす、将来独立自活が困難と認められる方が対象となります。

①知的障がいのある方（療育手帳をお持ちの方）

②身体障がいのある方（身体障害者手帳の等級が 1 ～ 3 級の方）

③精神又は身体に永続的な障がいがあり、その程度が上記①又は②と同程度と認められる方

掛金　新規加入の場合、1 口につき月額 9,300 ～ 23,300 円（加入時の年齢により異なります）。障がいのある方 1 人につき 2 口まで加入できます。

掛金の減免　次の要件を満たす場合、掛金が減免になります。該当する方は、毎年減免の申請が必要です。

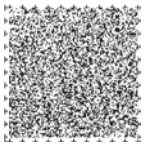
○生活保護を受けている場合　10 割（全額）減免

○加入者及びその配偶者が市民税非課税の場合　5 割減免

○加入者及びその配偶者が市民税所得割非課税の場合　3 割減免

年金額　1 口につき月額 20,000 円

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）



5 各種手当

障がいのある方の経済的な援助として、各種手当の支給を行っています（ただし、所得や施設入所などによる支給制限があります）。

名　　称	内　　容	月　　額
障害児福祉手当	重度の障がいがあり、日常生活で常に介護が必要な 20 歳未満の児童に支給します。	16,560 円
特別障害者手当	著しく重度の障がいがあり、日常生活で常に特別の介護が必要な 20 歳以上の方に支給します。	30,450 円
福祉手当（経過措置分）	昭和 61 年 3 月末に従前の福祉手当を受給していた 20 歳以上の方で、昭和 61 年 4 月 1 日から「特別障害者手当」又は「障害基礎年金」のいずれにも該当しない方に支給します。新規申請は受付していません。	16,560 円
児童扶養手当	父又は母に重度の障がい（国民年金の障害等級 1 級程度）がある場合、児童を監護している父、母又は養育者に支給されます。（公的年金と併給している場合は、受給者及び児童の年金額を手当額から差引いて支給されます。）	①　1 人目の児童 48,050 円～ 11,340 円（所得に応じて変動） ②　2 人目以降 1 人につき 11,350 円～ 5,680 円（所得に応じて変動） ※所得により、手当の全部が支給停止となる場合があります。
特別児童扶養手当	身体又は精神に重度、中度の障がいのある 20 歳未満の児童を養育している方に支給します。	1 級（重度）58,450 円 2 級（中度）38,930 円
外国人障害者福祉手当	重度の障がいがあり、制度上の制約により公的年金を受給できなかった外国人（帰化者を含む）に支給します。	36,000 円

※令和 8 年 4 月 1 日現在の支給月額です。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

6 災害遺児手当

災害遺児手当

交通事故、労働災害、不慮の災害等で、父若しくは母又はこれらに代わる養育者が重度の障がいになった、義務教育終了前の児童を扶養している方に支給します。子ども 1 人につき月額 4,000 円です。

災害遺児入学等支度資金

災害遺児が小学校や中学校、高校等に入学するとき、又は、中学校等卒業後就職するときに支度資金を支給します。支給額はいずれも子ども 1 人につき 20,000 円です。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

税の軽減

1 税金の控除・減免

区　分	要　件	控除・減免額	お問い合わせ
所得税	本人、同一生計配偶者又は扶養親族に障がいがある場合	障害者控除：27 万円 特別障害者控除：40 万円 同居特別障害者控除：75 万円	各税務署 （※ 91 ページの6を参照） 国税庁ホームページ https://www.nta.go.jp
	障がいのある方が居住する家屋に、自己資金で一定の要件に該当するバリアフリー改修工事を含む改修工事を行った場合	バリアフリー改修工事の標準的な工事費用の額（限度額200万円）の 10%に標準的な工事費用の額の 200 万円を超える部分とバリアフリー改修工事以外の工事に要した費用との合計額の 5%を加算した額を所得税の額から控除	
住民税	前年の 12 月 31 日時点で本人、同一生計配偶者又は扶養親族に障がいがある場合	障害者控除：26 万円 特別障害者控除：30 万円 同居特別障害者控除：53 万円	各市税事務所市民税課 （※ 91 ページの4を参照）
	本人の障がいにより、障害者控除の適用を受ける方で、前年の合計所得金額が 135 万円（給与収入では 2,043,999 円）以下の場合	非課税	
固定資産税	令和 13 年 3 月 31 日までに障がいのある方等が居住する家屋で一定の要件に該当するバリアフリー改修工事が行われた場合	100㎡相当分の固定資産税の 3 分の 1 を 1 回に限り減額	各市税事務所固定資産税課 （※ 91 ページの4を参照）
相続税	障がいのある法定相続人が相続又は遺贈により財産を取得した場合	85 歳に達するまでの年数に 10 万円（特別障害者は 20 万円）を乗じた金額を相続税額から控除	各税務署 （※ 91 ページの6を参照） 国税庁ホームページ https://www.nta.go.jp
贈与税	重度の障がいのある方（特別障害者）が、特定障害者扶養信託契約によって受益者となる場合	当該信託の利益を受ける権利（信託受益権）の価額（信託財産の価額）のうち 6,000 万円までは非課税	
	特定の障がいのある方（特定障害者のうち特別障害者以外の者）が、特定障害者扶養信託契約によって受益者となる場合	当該信託の利益を受ける権利（信託受益権）の価額（信託財産の価額）のうち 3,000 万円までは非課税	
個人事業税	障がいのある方で、事業主控除をする前の所得金額（その他の所得がある場合は合算額）が 310 万円以下の場合	税額から 7,500 円を限度として減免	札幌道税事務所税務管理部 （中央区北 3 条西 7 丁目 道庁別館 2 階☎ 281-7811）
	視覚に重度の障がいのある方が、あんま・はりなど医業に類する事業を行う場合	非課税	

区　分	要　件	控除・減免額	お問い合わせ
軽自動車税	障がいのある方又はその方と生計を同じくする方が所有し、障がいのある方が自ら運転する軽自動車又は障がいのある方のためにもっぱら利用される軽自動車、あるいは障がいのある方のみの世帯が所有する軽自動車で、障がいのある方を常時介護する方が運転するもの（いずれも減免の対象となる障がいのある方は、一定の範囲の障がいを有する方です） 構造上、障がいのある方のためのものと認められる軽自動車	減免	中央市税事務所諸税課 （中央区南3条西11丁目　6階 ☎596-6932）
自動車税	障がいのある方又はその方と生計を同じくする方が使用し、障がいのある方のためにもっぱら利用される自動車で、一定の要件に当てはまるもの、あるいは障がいのある方のみの世帯が所有する自動車で、障がいのある方を介護する方がもっぱらその方のために運転するもので、一定の要件に当てはまるもの 構造上、障がいのある方のためのものと認められる自動車 （いずれも一定の範囲の障がいを有する方の利用が要件です）	減免 （申請期限があります。申請手続き等についてはお問い合わせ先にご確認ください） 課税免除 （日本赤十字社が所有（取得）する自動車で、直接その本来の事業用に供する救急自動車等）	札幌道税事務所自動車税部 （北区北22条西2丁目 ☎746-1190）
関　税	○身体障がい者用に製作された器具、その他これに類する物品の輸入 ○社会福祉施設に寄贈される物品の輸入	免除 （関税が免除されるためには、物品や使用者等の一定の条件を満たしていることが要件になりますので、お問い合わせ先にご確認ください）	札幌税関支署 （中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎内 ☎231-1443）

ま　ど

■マル優などの非課税制度

手続　障害者手帳等の交付を受けている方及びその他これらに準じる方が、最初に預金等の預け入れなどをする日までに、金融機関の窓口に非課税貯蓄申告書等を提出し、住民票の写し、障害者手帳、年金手帳、マイナンバーカード等の公的な証明書を提示して本人確認を行います。

内容	・マル優（預金など） ・特別マル優（国債など）	それぞれ元本350万円まで

注：郵便貯金の非課税制度は、郵政民営化法の施行日（平成19年10月1日）以後、廃止され、普通貯金等については、「障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度」の対象とされました。

なお、同法施行日前に預入等を行った定期性の郵便貯金の利子については、払出し時までは、引き続き郵便貯金の非課税制度の適用があります。

◇各税務署（※91ページの6を参照）

各種料金の割引・助成

1 NHK 受信料の減免

対象者　障がいのある方の受信料減免対象者・適用条件については、下表のとおりです。その他にも受信料が減免となる場合があります。詳細については、NHK ふれあいセンターへお問い合わせください。

	対象者	適　用　条　件
全額免除	市民税非課税の身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税の場合
	市民税非課税の知的障がい者	所得税法又は地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医により知的障がい者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税の場合
	市民税非課税の精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税の場合
半額免除	視覚・聴覚障がい者	視覚障がい又は聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1 級又は 2 級）の方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の知的障がい者	所得税法又は地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医により重度の知的障がい者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（1 級）の方が、世帯主で受信契約者の場合

手続　障がいのある方の減免申請については、所定の申請書に区保健福祉部で証明を受けてから、NHK に提出します。

手続に必要なもの（全額免除）　印鑑、お持ちの各種障害者手帳（知的障がいがあり、療育手帳を所持していないが判定を受けている方は判定書）、世帯全員の非課税であることを確認できる書類（所得（市・道民税）証明、課税証明等）（区保健福祉部の窓口で、無料で交付を受けるための専用の申請書を受け取ってから交付を受けてください。）

※別居のご家族や代理人の方が手続される場合は、非課税であることを確認できる書類（所得（市・道民税）証明、課税証明等）の交付を受けるための委任状が必要です。

※札幌市に税の情報がない方は、以前にお住まいだった市町村から非課税であることを確認できる書類（所得（市・道民税）証明、課税証明等）を取り寄せる必要があります。

※郵送で申請する際は、ＮＨＫのホームページ「受信料の窓口」のお申込みフォームに氏名・住所等を入力することで、免除申請書と専用の返信用封筒を取り寄せていただくことが可能です。

https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/DisabilityExemptionPostInput.do

手続に必要なもの（半額免除） 印鑑、お持ちの各種障害者手帳（知的障がいがあり、療育手帳を所持していないが判定を受けている方は判定書）

◇ NHK ふれあいセンター

☎ 0570-077-077（ナビダイヤル：有料）

〈受付時間〉午前９時～午後６時（土・日・祝日も受付）

IP 電話・光電話・マイラインなどを利用していてナビダイヤルがつながらない場合は☎ 050-3786-5003（有料）

〈受付時間〉午前９時～午後６時（土・日・祝日も受付）

FAX 045-522-3044

返事を送るため、ご自分の名前、住所、電話番号、FAX 番号などを正しく記入してください。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

2 NTT 番号案内サービス

ふれあい案内　視覚や上肢等が不自由な方、聴覚、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、知的障がいや精神障がいがある方などが、NTT の番号案内を利用する際、あらかじめ登録した登録番号（電話番号等）と暗証番号を申し出ることにより無料となります。

対象者

・身体障がい者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある方
　視覚障がい　1 ～ 6 級
　肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい　1 ～ 2 級）
　聴覚障がい　2 級、3 級、4 級、6 級
　音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい 3 級、4 級
・戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある方
　視力の障がい　特別項症～第 6 項症
　上肢の障がい　特別項症～第 2 項症
　聴覚障がい　第 2 項症、第 4 項症
　音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい　第 1 項症、第 2 項症、第 4 項症
・療育手帳（愛護手帳・愛の手帳・みどりの手帳と呼ばれる場合もあります）をお持ちの方
・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方

◇ NTT　ふれあい案内事務局　0120-104174　FAX　0120-104134
（午前 9 時～午後 5 時、定休日：土・日・祝日・年末年始（12 月 29 日～ 1 月 3 日））

FAX によるお問合せの注意事項

・FAX でお申込書、障害者手帳等を送付しても受付けされません。
・返信は FAX で行いますので、FAX を受信できる方のみのお問合せです。

※具体的なご利用方法等については、NTT ふれあい案内事務局へお問合せください。

3 通信サービスの割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、携帯電話、インターネット、ケーブルテレビ等の通信サービスで基本料金等が割引される場合があります。詳細については、各携帯電話会社等にお問い合わせください。

◇各携帯電話会社等営業所窓口

4 郵便料金等の優遇措置

点字郵便物などの無料扱い、心身障がい者団体が発行する定期刊行物の低料第三種郵便物料金の適用、ゆうパック等の料金（運賃）減額などの優遇措置が受けられます。

点字郵便物及び特定録音物等郵便物　次の郵便物で開封のものは、郵便料金が無料となります。

○点字のみを内容とするもの。

○視覚障がい者用の録音物又は点字用紙を内容とするもので、点字図書館、点字出版施設など日本郵便株式会社が指定した施設から発受するもの。

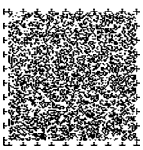
点字ゆうパック　前述の点字のみを内容とする郵便物として郵送することができない大型の点字図書を発送する場合、ゆうパック運賃が減額になります。

心身障がい者用ゆうメール　身体に重度の障がいのある方又は知的障がいの程度が重い方と、図書館との間で閲覧のために図書を送る場合、ゆうメール運賃が減額になります。

聴覚障がい者用ゆうパック　聴覚障がい者用のビデオテープ、その他の録画物を内容とし、日本郵便株式会社が指定した施設と聴覚障がい者との間で貸し出し、又は返却のため発受するものは、ゆうパック運賃が減額になります。

心身障がい者団体発行の定期刊行物　心身障がい者団体が、心身障がい者の福祉を図ることを目的として定期刊行物（第三種郵便物の承認があるもの）を郵送する場合、郵便料金が減額になります。

青い鳥郵便葉書　重度の身体障がい者及び重度の知的障がい者に対して、毎年（受付期間：4月1日から5月31日まで　※なお、それぞれ当日が土日又は休



日に当たる場合は、翌営業日）申出者 1 人につき 20 枚を無料で配布しています。
◇全ての郵便局

5 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業

在宅で酸素療養などを行っている方を対象に酸素濃縮器や人工呼吸器の使用にかかる、電気料金の一部を助成しています。

内容　1 日当たりの酸素濃縮器使用時間による 1 か月当たりの助成額
○ 12 時間未満　1,000 円
○ 12 時間以上　2,000 円

◇各区保健センター（※ 90 ページの3を参照）
※障がいのある方や配慮が必要な方のための災害の備え（87、88 ページ参照）

6 災害対策用品（非常用電源装置等）購入費助成

在宅で人工呼吸器等を使用する障がいのある方に非常用電源装置等の購入費用を助成します。

対象者　札幌市の住民基本台帳に住民登録がある方で、次の 1 から 3 のいずれかに該当する方

1. 呼吸器機能障害の身体障害者手帳の交付を受けている方
2. 北海道が実施する「在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業」の助成を受けている方
3. 1、2 以外で、人工呼吸器や酸素濃縮器などの日常的に生命・身体機能の維持に必要な電気式の医療機器を使用している身体障がい者等で市長が特に認める者

手続　非常用電源等を購入する前に、お住いの区役所保健福祉課で申請してください。必要な書類などは、窓口までお問合せ下さい。

助成対象となる用品

用品の種目 ※以下の 3 種目のうち、1 つについて助成	性能要件	基準額
正弦波インバーター発電機	障がい者等又は介助者が容易に使用可能な、ガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が 850VA 以上のもの	120,000 円
ポータブル電源（蓄電池）	障がい者等又は介助者が容易に使用及び運搬可能な、蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が 300W 以上のもの	93,500 円
DC/AC インバーター（カーインバーター）	障がい者等又は介助者が容易に使用可能な、自動車用バッテリー等の直流電源（DC）を正弦波交流電源（AC）に変換する装置で、定格出力が 300W 以上のもの	30,000 円

費用　市民税の課税状況等に応じて、下表のとおり自己負担額が生じます。

市民税課税状況等	自己負担額
生活保護受給世帯・市民税非課税世帯	0 円
市民税課税世帯	助成基準額の 1 割（1 円未満切捨て）

※購入に係る費用と助成基準額との差額については、表の区分に関わりなく全額自己負担となります。

※用品の維持に要する経費（ガソリン、カセットガスボンベやエンジンオイル等の購入費などを含む点検・整備費などの費用）については、助成の対象とはなりません。

※ 18 歳以上の方で、本人または同一世帯員である配偶者の市民税所得割額が 46 万円以上の場合、支給の対象外となります。

7 市内文化・体育施設の利用料減免

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、市内にある体育施設や文化施設などを、無料又は割引料金で利用できることがあります。施設によって割引率等が異なりますので、ご利用の際は直接施設にお問い合わせください。

その他

1 生活福祉資金の貸付け

この貸付制度は厚生労働省の要綱に基づき、他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談・支援により、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を目指すことを目的としています。

各資金によって貸付限度額、据置期間、返済期間及び貸付利率が別に定められています。

資金の種類

① 総合支援資金：生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費

② 福祉資金：福祉費（生業を営むために必要な経費、技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費、住宅の増改築や補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費、福祉用具等の購入に必要な経費、障がい者用自動車の購入に必要な経費、中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費、負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費、介護サービスや障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費、災害を受けたことにより臨時に必要となる経費、冠婚葬祭に必要な経費、住居の移転など給排水設備等の設置に必要な経費、就職や技能習得等の支度に必要な経費、その他日常生活上一時的に必要な経費）・緊急小口資金

③ 教育支援資金：教育支援費・就学支度費

④ 不動産担保型生活資金：一般高齢者世帯向け・要保護高齢者世帯向け

⑤ 特別生活資金 (冬期生活資金)：冬期の生活に必要な灯油などの購入費

◇各区社会福祉協議会（※ 92 ページの9を参照）

（ただし、①総合支援資金、④不動産担保型生活資金の一般高齢者世帯向けのみ札幌市社会福祉協議会）

2 市営住宅

市営住宅は、住宅に困り所得の少ない方に所得に応じた家賃で住んでいただくための公営住宅で、申込資格を満たす場合にお申し込みいただけます。家族向け住宅のほか、特定の要件を満たす方は以下の住宅にもお申し込みいただけます。

単身者向け住宅　身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている方、戦傷病者で障がいの程度が特別項症から第六項症まで又は第一款症の方等で独立して日常生活を営める方（在宅介護等を受けて営めることを含む。）が対象です。

車いす使用者向け住宅　身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けており、恒常的に車いすを使用している単身者又は世帯が対象です。

抽選優遇制度　障がいの状況等に応じて、公開抽選の際に抽選番号を複数個増やして交付し、当選確率を高める優遇制度を実施しています。

手続　募集方法や申込資格等の詳細は、各区役所で配布している募集パンフレットをご覧いただくか、下記へお問い合わせください。

◇札幌市住宅管理公社業務課募集担当係

（中央区北１条西２丁目　オーク札幌ビル　☎ 205-3071）

就労支援

1 職業相談・職業紹介、職業リハビリテーション

公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業センターでは、障がいのある方の就労のために、以下のサービスを行っています。

	項　目	内　　容	お問い合わせ
職業相談・職業紹介	職業相談・職業紹介	専門の職員・職業相談員が、障害の態様や適性、希望職種等に応じ、きめ細かな職業相談、職業紹介を実施しています。	各公共職業安定所（ハローワーク）（※ 92 ページの7を参照）
	公共職業訓練	必要な技術を修得することによって就職を容易にすることを目的とした訓練で、主として障害者職業能力開発校で行っています。	
	職業相談就職支援	就職に向けた準備の進め方や、自分に合った働き方、仕事を長く続けるための方法、職場での人間関係の築き方などについての具体的な取り組み内容や支援内容を一緒に検討します。	
職業リハビリテーション	職業準備支援	一般企業で長く働き続けることを目標に、基本的な労働習慣やコミュニケーションスキル、ストレス対処等のセルフケアスキルの習得、軽作業を通じた特性の整理に取り組み、自分に合った働き方を検討します。発達障害、精神障害、高次脳機能障害等、一人ひとりの障害の状況や希望に応じて個別に支援計画を作成し、就職に向けて支援を行います。標準的な利用期間は 2 ～ 3 カ月程度です。	独立行政法人　高齢・障害・求職者雇用支援機構　北海道支部 北海道障害者職業センター （北区北 24 条西 5 丁目 札幌サンプラザ内 ☎ 747-8231）
	職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業	就職又は職場適応に課題のある障がいのある方の雇用の促進及び職業の安定を図るため、事業所にジョブコーチを派遣し、障がいのある方及び事業主に対して雇用の前後を通じて障がい特性を踏まえた直接的、専門的な援助を行います。職場内にナチュラルサポート体制（社内で障がいのある方を支援できる体制）を構築することを目指します。	
	職場復帰（リワーク）支援	うつ病などのメンタル疾患により休職中の方が円滑に職場復帰し、健康的に働き続けることを目標に、主治医と連携しながら生活リズムづくり、ストレス対処等のセルフケアスキルや自分も他人も大切にするコミュニケーションスキルの習得、軽作業を通じた業務遂行力の回復に取り組みます。職場に対しては、休職者の受け入れ体制づくりや雇用管理に関する相談や情報提供を行います。	

2 障がい者協働事業運営費の補助

障がいのある方もない方も対等な立場でともに働ける職場形態の構築を進め、障がいのある方の就労の促進ならびに社会的、経済的な自立を図ることを目的として行われる事業を「障がい者協働事業」として位置付けて、その運営費の一部の助成を行っています。

◇障がい保健福祉部障がい福祉課（中央区北１条西２丁目　市本庁舎内　☎ 211-2936）

3 障がい者元気スキルアップ事業

市内にお住まいの障がいのある方の雇用の機会を確保し、職場定着率を高めるために、障がいのある方、障がい福祉サービス事業所、民間企業に対して研修を行っています。また、職場実習や障がい者雇用を進める企業開拓等を行い、障がい者雇用の充実を図ります。研修費用は無料です。

◇キャリアバンク株式会社　元気スキルアップ事業事務局
（中央区北５条西５丁目　sapporo55　☎ 251-0130）

4 地域活動支援センター

創作的活動や生産活動のほか、就労に向けた訓練や、地域社会との交流など、様々な活動の場を提供しています（活動内容は、施設によって異なります）。

対象者　原則として市内に居住する 15 歳以上の在宅の身体障がいのある方、知的障がいのある方、精神障がいのある方（中学校、高等学校及び特別支援学校等へ通学している者を除く。）

利用料等　サービス提供に係る利用料、食費･光熱水費などの実費（施設によって異なります。）

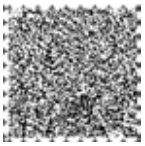
◇各地域活動支援センター

5 障がい者地域共同作業所

創作的活動や社会参加のための活動の場を提供するとともに、重度の障がいのある方に対しては、日常生活上の支援などを行います（活動内容は施設によって異なります）。

利用料等　食費・光熱水費などの実費（施設によって異なります。）

◇各障がい者地域共同作業所



6 障がい者施設等で作られた製品の販売所（元気ショップいこ～る・元気ショップ）

市内や道内の障がい者施設等で製作された製品を販売する店舗です。

◇元気ショップいこ～る（市内・道内の製品）

（北区北6条西4丁目　JR札幌駅西コンコース「食と観光」情報館内　☎213-5063）

◇元気ショップ（市内・市内近郊の製品）

（中央区大通西3丁目　地下鉄南北線大通駅コンコース　☎210-1147）

7 シュリーの店

作業能力がありながら、身体に障がいがあるため一般企業への就職が困難な方に、職場を提供し、自立更生を図っています。

経営　一般財団法人さっぽろシュリー（☎611-4771）

業種　くつ・かさの修理、合鍵製作、くつ用品の販売、研磨など

◇市内に6か所

8 重度障がい者等就労支援事業

民間企業や自営業等で働く重度障がいのある方を対象に、通勤時や職場等において重度訪問介護、同行援護、行動援護と同等の支援を実施します。

◇障がい保健福祉部障がい福祉課

（中央区北1条西2丁目　市本庁舎3階南　☎211-2936）

9 障がい者DXリスキリング事業

地域の障がい者ＤＸ人材の育成体制を構築することを目的として、札幌市内の一般企業に在籍する障がい者従業員を対象に、高度なＩＣＴスキルを身につけるための講座を実施します。

◇札幌市障がい者DXリスキリング事業事務局（特非）札幌チャレンジド内

（北区北7条西6丁目　北苑ビル2階　☎769-0841　FAX769-0842）

10 事業主への雇用助成措置

項　目	内　　容		お問い合わせ
障害者法定雇用率の設定	法律によって事業主に対し、障がいのある方を一定率以上雇用する義務が課せられています。 国・地方公共団体等：2.8%（都道府県等の教育委員会は 2.7%） 民間企業：2.5% ※令和 8 年 7 月以降は、国・地方公共団体等は 3.0%、都道府県等の教育委員会は 2.9%、民間企業は 2.7%に引き上げられます。		各公共職業安定所（ハローワーク） （※ 92 ページの 7 を参照）
障害者雇用納付金の申告納付	常時雇用している労働者数が 100 人を超える事業主に障害者雇用納付金の申告納付が義務付けられています。なお、納付金額が 0 円となる事業主も申告が必要となります。		独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部 高齢・障害者業務課 （西区二十四軒 4 条 1 丁目 4 番 1 号 ポリテクセンター北海道内 ☎ 622-3351）
障害者雇用調整金の支給	法定雇用率を超えて障がいのある方を雇用する常時雇用している労働者数が 100 人を超える事業主が対象となります。		
報奨金の支給	一定数を超えて障がいのある方を雇用する常時雇用している労働者数が 100 人以下の事業主が対象となります。		
在宅就業障害者特例調整金の支給	在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に対し仕事を発注し、業務の対価を支払った障害者雇用納付金申告事業主が対象となります。		
在宅就業障害者特例報奨金の支給	在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に対し仕事を発注し、業務の対価を支払った報奨金支給申請事業主が対象となります。		
特例給付金	週所定労働時間が 10 時間以上 20 時間未満である障害者を雇用する事業主が対象となります。		
障害者雇用納付金制度に基づく助成金等	①障害者作業施設設置等助成金　②障害者福祉施設設置等助成金　③障害者介助等助成金　④重度障害者等通勤対策助成金　⑤重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金　⑥職場適応援助者助成金　⑦障害者雇用相談援助助成金　⑧障害者能力開発助成金　⑨障害者職場実習等支援事業		
その他助成金等	①特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）　②トライアル雇用助成金		北海道労働局 職業対策課分室 （☎ 011-738-1056）
税制上の優遇措置	障がいのある方を多数雇用する事業所で、一定の要件に該当する場合は、不動産取得税・固定資産税・事業所税などの優遇措置があります。	不動産取得税	札幌道税事務所 税務管理部 （☎ 281-7862）
		固定資産税 事業所税	各市税事務所 （※ 91 ページの 4 を参照）

機能回復・訓練

1 機能回復訓練

日常生活に必要な機能の回復のための自立訓練ができるよう機能回復訓練室を開放しています。

◇札幌市身体障害者福祉センター（西区二十四軒２条６丁目　☎ 641-8850）

2 講習会等

身体に障がいのある方の自立を図るとともに生きがいを高めることを目的として、教養の向上や社会適応に必要な講習会や教室（生花、英会話など）を行っています。

◇札幌市身体障害者福祉協会

（西区二十四軒２条６丁目　札幌市身体障害者福祉センター内　☎ 641-8853）

3 音声機能障害者発声訓練

疾病などによって喉頭を摘出して音声機能を失った方を対象に、社会復帰を促進することを目的として、発声訓練を行っています。

◇札幌市身体障害者福祉協会

（西区二十四軒２条６丁目　札幌市身体障害者福祉センター内　☎ 641-8853）

4 中途失明者社会適応訓練

視覚に障がいのある方を対象に、生活のために必要な助言及び基礎的な訓練を行い、社会参加の促進を図る目的で実施しています。

訓練内容　点字訓練・音声パソコン訓練、白杖歩行訓練、日常生活動作訓練

手続　窓口に申請書を提出してください。
◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）
◇札幌市視聴覚障がい者情報センター（中央区大通西19丁目
☎631-6747）

5 オストメイト社会適応訓練

人工肛門・ぼうこうを造設した方及びその家族を対象に、ストーマ用装具又は社会生活に必要な知識を習得するための講習会を実施しています。
◇札幌市身体障害者福祉協会
（西区二十四軒2条6丁目　札幌市身体障害者福祉センター内　☎641-8853）

6 聴能言語訓練

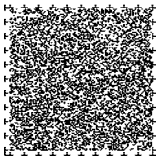
聴覚に障がいのある方を対象に、補聴器装用訓練、発音・発語訓練などを行い、聴覚に障がいのある方の自立と社会生活への適応を高めることを目的としています。
◇札幌聴覚障害者協会（中央区大通西19丁目
札幌市視聴覚障がい者情報センター内　☎642-8010　FAX642-8377）

7 失語症言語機能訓練（個別指導）

失語症障がいのある方を対象に、自立促進と社会生活への適応力を高めることを目的に、言語聴覚士による発音・発語等の訓練を行っています。
◇札幌市身体障害者福祉協会
（西区二十四軒2条6丁目　札幌市身体障害者福祉センター内　☎641-8853）

8「言葉の教室」訓練（団体等による指導）

失語症障がいのある方を対象に、医師や言語聴覚士によるリハビリを行い、社会復帰の促進を図っています。
◇札幌市身体障害者福祉協会
（西区二十四軒2条6丁目　札幌市身体障害者福祉センター内
☎641-8853）



9 聴覚障がい者社会生活教室

聴覚に障がいのある方の社会生活に必要な知識の習得、又は意見・情報などを交換する研修会などを行い、生活文化の向上に役立てることを目的としています。年 30 回程度実施します。

◇札幌聴覚障害者協会（中央区大通西 19 丁目
札幌市視聴覚障がい者情報センター内　☎ 642-8010　FAX642-8377）

10 視覚障がい者家庭生活訓練

視覚に障がいのある方を対象に、家庭での日常生活上必要とされる諸能力の訓練を目的に、料理や生け花などの家庭生活に関する教室や教養に関する教室を開催し、日常生活能力の改善と生活文化の向上を図っています。

◇札幌市視覚障害者福祉協会
（西区二十四軒 2 条 6 丁目　札幌市身体障害者福祉センター内
☎ 644-8310）

11 視覚障がい者社会生活訓練

視覚に障がいのある方を対象に、社会生活に必要な知識の習得やスポーツ・レクリエーション活動を進め、生活文化の向上を図っています（卓球教室・バレーボール教室・ダンス教室等）。

◇札幌市視覚障害者福祉協会
（西区二十四軒 2 条 6 丁目　札幌市身体障害者福祉センター内
☎ 644-8310）

交通関係

1 交通費助成

一定の障がいのある方に対して、社会参加の促進を目的として交通費の一部を助成しています。

対象者・助成の種類（3 つの券種のうちから、いずれかひとつを選択）

【重度】

対　象　者	助成の種類	内　　容
○身体障がい 1 ～ 2 級 ○知的障がい A ○精神障がい 1 ～ 2 級	福祉乗車証（福祉パス）	市内の地下鉄・市電・JR バス・じょうてつバス・中央バス・タ鉄バス・ばんけいバスを無制限で利用できます。
	福祉タクシー利用券	年最大 39,000 円分（500 円券 78 枚）
	福祉自動車燃料助成券	年最大 30,000 円分（1,000 円券 30 枚）

【中度】

対　象　者	助成の種類	内　　容
○身体障がい 3 ～ 4 級 ○知的障がい B ○精神障がい 3 級	サピカへのチャージ 回数券（タ鉄バス・ばんけいバス）	年最大 52,000 円分
	福祉タクシー利用券	年最大 13,000 円分（500 円券 26 枚）
	福祉自動車燃料助成券	年最大 10,000 円分（1,000 円券 10 枚）

注：戦傷病者手帳、いつくしみの手帳、被爆者健康手帳をお持ちの方への助成も実施しております。詳細につきましてはお問い合わせください。

注：サピカへのチャージを申請する方で、ご自身でサピカを用意することが難しい場合は、区役所窓口でご相談ください。

有効期間

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	手帳終期又は手帳終期の 12 か月前まで
上記以外の手帳をお持ちの方	次回の誕生月前月末まで

注：1 日生まれは、その前月生まれとして扱います。

注：満 12 歳になる年は、その年の年度末までが有効期間となります。

注：有効期間が 1 年未満となる場合は、助成の上限額が月割となります。月割額についてはお問い合わせください。

更新時期　有効期間終了の月の初日から（祝日等の閉庁日にあたる場合は、翌開庁日以降）
次回更新時期は、手帳の備考欄のシールやスタンプで確認することができます。
注：助成内容を変更する場合は、有効期間経過後から更新ができます。
手続　以下の申請に必要なものを持って、各区役所窓口（サピカへのチャージの方は市役所も含む）でお手続きをしてください。
○各種手帳
○現在お使いの福祉乗車証
○車検証のコピー（福祉自動車燃料助成券を申請する場合）
○記名サピカ又は福祉割引サピカ（サピカへのチャージを申請する場合。すでにサピカへのチャージを受けている場合は、利用登録済みのサピカ）
※代理で申請する場合は、上記に加えて、代理人の方のお名前の確認できるものが必要です。
◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）
自動更新について　これまでは助成期間の更新（新しい券の受け取り）のために区役所窓口へお越しいただく必要がありましたが、引き続き同じ助成（券種）を希望される場合に限り、窓口での手続きなしで助成を継続できる制度です。
原則として、助成対象期間の終了時点で上記の対象者要件を満たしている場合に、1 年間自動で更新されます。
《自動更新の対象となる券種》
「福祉乗車証」「福祉タクシー利用券」「福祉燃料助成券」の 3 種類です。
※「サピカ（SAPICA）チャージ」は区役所窓口での手続きが必要なため、自動更新の対象外です。
《助成券の配送・受取について》
助成開始月の前月下旬に発送しており、ご自宅へ「ゆうパック」で届きます。
（角型 20 号の封筒にゆうパック伝票が貼付された状態でお届けします）
毎月 23 日までに発送を終える予定なため、25 日以降に届かなければ、お住まいの区の保健福祉課給付事務係へご連絡ください。
注意事項
○いったん助成を受けた場合は、有効期間中の助成内容の変更はできません。
○手帳の等級が重くなった場合でも、すでに助成を受けている場合は、有効期間中の助成内容の変更はできません。

○手帳を複数所持している場合でも、重複して助成を受けることはできません。
○助成を受けたものは、本人以外利用できません。
○交通費助成の不正な利用があった場合は、次回の助成が停止となることや、助成額の全部又は一部を返還させることがあります。
○交通費助成とは別に、タクシー料金の割引制度（7「タクシー料金の福祉割引制度」を参照）や、公共交通機関の運賃割引制度（8「バス・市営交通の運賃割引」を参照）が利用できる場合があります。

2 通所交通費助成

定期的に通所する障がいのある方や難病患者等の身体機能や生活能力等の維持・向上を図り、社会参加や社会復帰を促進することを目的に、定期的に通所するために要する交通費の一部を助成しています。

助成対象等

対象者（手帳の等級）	対象通所施設	対象交通機関
○身体障がい（3～6級） ○知的障がい（B・B－） ○精神障がい（3級） ○自立支援医療（精神通院医療）を受けている方 ○知的又は精神障がいにより対象施設のいずれかに通所している方 ○難病患者等	○生活介護 ○自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○就労選択支援 ○就労移行支援 ○就労継続支援（A・B型） ○地域活動支援センター （※相談支援併設型、就労者支援型を除く。） ○地域共同作業所	○地下鉄 ○市電 ○JRバス ○中央バス ○じょうてつバス ○夕鉄バス ○ばんけいバス ○JR鉄道

※対象者は、市内に居住し、住民登録をしている方です。また、原則、自宅から通所施設までの直線距離が1km以上の方です。（ただし、障がい等の状況によっては、1kmに満たない方でも助成の対象となる場合があります。）なお、対象施設には、札幌市外の施設も含みます。
※身体障がい1・2級、知的障がいA（重度判定）、精神障がい1・2級の方は、原則助成の対象となりません。ただし、JR鉄道を利用する場合は、JR鉄道の利用分についてのみ、助成対象となることがあります。また、障がい者交通費助成制度において福祉乗車証の交付を受けている方については、市外施設に通所している場合も助成対象となることがあります。

※生活保護法による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援を受けている方は原則助成対象となりません。

助成内容

○１か月単位で施設を通じて助成

○１日当たりの助成額は、自宅から通所施設までの運賃（実費分）に助成率を掛けた金額

（助成率について）

ア　利用する交通機関のすべてで、交通事業者による障がい者への運賃割引が適用される場合⇒ **25%**

※ただし、月の通所日数が 20 日を超える場合、20 日を超えた分については、助成率を **50%**に引き上げます。

イ　利用する交通機関に、運賃割引が適用されないものが含まれる場合⇒ **50%**

◇障がい保健福祉部障がい福祉課

（中央区北１条西２丁目　市本庁舎内　☎ 211-2936）

3 JR 旅客運賃割引

障がいのある方が単独又は介護者の方とともに JR を利用する場合に、運賃が５割引になります。

対象者　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを受けている方又は第１種障害者（おおむね重度）及び定期券を使用する 12 歳未満の第２種障害者の介護者

内容

種　類	利　用　で　き　る　方	割 引 率
普　通 乗 車 券	○第１種障害者が単独又は介護者と共に利用する場合 ○第２種障害者が単独で利用する場合 ※ともに単独で利用する場合は 100km 超	５割

種　類	利　用　で　き　る　方	割引率
定　　期 乗車券	○第1種障害者が介護者とともに利用する場合 ○12歳未満の第2種障害者とともに利用する介護者 ※　第1種障害者本人が小児定期を購入する場合は無割引。介護者用定期は通勤定期に限る。	5割
回数乗車券 普通急行券	○第1種障害者が介護者と共に利用する場合（特別急行券を除く。）	5割

※　第1種障害者：身体障害者手帳の視覚1～3級と4級の一部、聴覚2～3級、肢体不自由1級と2～3級の一部、「ぼうこう又は直腸の機能障害4級」を除く内部障害1～4級。療育手帳の「A」。精神障害者保健福祉手帳1級。
　第2種障害者：第1種障害者以外の障害者手帳所持者
　（いずれも、障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の欄に「第1種」又は「第2種」の記載があることが条件です。）

手続　駅窓口で障害者手帳を提示して乗車券を購入。なおＪＲ北海道管内の在来線に乗車するときは、所定の割引乗車券に代えて、自動券売機（近距離きっぷ機能）で発売する小児乗車券により利用することも可能。詳しくは、駅係員まで。

◇JR各駅

4 被救護者旅客運賃割引

JRから指定を受けた施設などに入所している方が、帰省・通院・入退院などのためJRを利用する場合、普通旅客運賃が5割引になります。

手続　施設長から割引証の交付を受け、乗車券を購入する際に提出します。

◇JR各駅

5 航空旅客運賃割引

障がいのある方が単独又は介護者の方とともに国内定期航空路線を利用する場合、障がいのある方や介護者の運賃が割引になります。（対象者や割引率など各航空会社によって取扱が違いますので、直接各航空会社にお問い合わせください。）

対象者　満 12 歳以上の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者及び障がいのある方と同乗する介護者

手続

① 身体障害者手帳所持者（介護者含む。）
　航空券販売窓口に身体障害者手帳を提示して航空券を購入。

② 療育手帳所持者（介護者含む。）
　航空券販売窓口に療育手帳を提示して航空券を購入。

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者（介護者含む。）
　航空券販売窓口に精神障害者保健福祉手帳を提示して航空券を購入。

◇各航空会社

6 有料道路障害者割引

身体に障がいのある方又は重度の知的障がいのある方が、自動車に乗車して有料道路を利用する場合に、通行料金が正規料金の 5 割引になります。

対象者　① 身体障害者手帳をお持ちの方が自ら運転する場合

② 身体障害者手帳又は療育手帳（以下「手帳」といいます。）をお持ちの方（手帳の記載事項中、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に「第 1 種」と表示されている方）が乗車し、その移動のために介護者が運転する場合
　なお、自動車の形状及び用途による制限があります。

手続　区保健福祉課で手帳に対象者である旨の証明シールの交付を受けてください。手帳、運転免許証※（割引種別が第 2 種の場合）をお持ち下さい。ETC の場合は車検証（自家用車で、原則本人又は親族の名義。ただし、これらの方が所有していなければ日常的に介護している方名義でも可。令和 5 年 1 月より発行開始となる電子車検証（A6 サイズ）をお持ちの方につきましては、所有者の情報を券面にて確認することができませんので、併せて発行される「自動車検査証記録事項」も電子車検証と併せてお持ちください。）、障がい者本人名義の ETC カードと ETC セットアップ証明書も必要です。また、割引対象の自家用車を事前登録のうえＥＴＣ利用申請をされる方は、ネクスコ東日本のホームページからオンラインでも申請が可能です。詳しくは「有料道路における障害者割引制度のオンライン申請（https://www.expressway-discount.jp/）」よりご確認下さい。

※マイナンバーカード一体型の運転免許証の場合

① 『マイナ免許証読み取りアプリ』から情報照会した免許証データ

② 『マイナポータル』から情報照会した免許証データ

③ 上記①②いずれかのスクリーンショット（紙に印刷したものも可）

④ 免許情報記録確認書（上記①～③の提示が困難な方）

①～③は申請者のスマートフォンでご提示ください。

通行料金支払い方法

高速道路・藻岩山観光自動車道　料金所で証明印のある手帳を提示し、割引後の料金を支払います。

高速道路で ETC を利用する場合は、登録が完了してから割引されます。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

7 タクシー料金の福祉割引制度

障害者手帳をお持ちの方が、タクシーをご利用の際、メーター表示額から 1 割引されます（割引後の料金の 10 円未満は切り下げ）。なお、迎車料金は割引の対象となりません。乗車の際に手帳を提示してください（手帳種別・手帳番号等を転記する場合があります。）。

◇札幌ハイヤー協会業務課（中央区南 8 条西 15 丁目　☎ 561-1171）

◇各介護タクシー事業者

※割引が適用されない場合がありますので各事業者にお問い合わせください。

8 バス・市営交通の運賃割引

身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方

単独又は介護者とともにバス・市営交通を利用する場合、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の種別に基づき、下表のとおり運賃が割引になります。

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

市営交通（地下鉄・市電）、ばんけいバスについては、運賃が 5 割引（介護者とともに利用する場合、介護者の運賃も 5 割引）になります。

	第１種の方	第１種の介護者	第２種の方	第２種の介護者	精神障害保健福祉手帳をお持ちの方	精神障害保健福祉手帳をお持ちの方の介護者
ジェイ・アール北海道バス	５割引	５割引	５割引	割引なし	割引なし	割引なし
中央バス						
夕鉄バス						
じょうてつバス	５割引	５割引	５割引	５割引		
ばんけいバス	５割引	５割引	５割引	５割引	５割引	５割引
市営交通（地下鉄・市電）						

9 自動車改造費の補助

身体に重度の障がいのある方（身体障害者手帳の等級が肢体不自由で１・２級の方に限る。）が就労・通院などのために、本人が所有し運転する自動車を自身の障がいに合わせて改造しようとする場合、その自動車の改造費用の一部（1 回につき上限 5 万円）を補助します。ただし、改造実施後の申請は補助対象とはならないため、必ず改造実施前に申請が必要です（所得制限及び前回交付を受けてからの期間制限があります。）。

手続　申請書、見積書、改造部分のカタログ等、車検証の写し（自動車購入前は不要）、運転免許証の写し、身体障害者手帳、世帯収入に関する書類などをお持ちになり窓口で申請してください。改造終了後はすみやかに、改造終了報告書、改造費用に係る経費の領収書（原本）、車検証の写し、請求書、振込先口座を確認できるもの（通帳の写し等）を窓口に提出してください。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

10 駐車禁止除外指定車の標章

障がい者手帳等の交付を受けている方で、102 ページの障がい施策一覧表「駐車禁止除外指定車の標章」の障がい区分（級）に該当する方は、公安委員会から「駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車」の標章の交付を受けることができます。ただし、交付を受けた標章があっても駐車できない場所がありますので、注意してください。

手続　手帳の交付を受けている方の住所地を管轄する警察署に、本人又はその代理人が申請してください。

◇標章の使用方法や申請手続に関する問合せ：住所地を管轄する警察署
◇制度に関する問合せ：警察本部交通規制課
（中央区北２条西７丁目　☎ 251-0110（代表））

11 自転車等放置禁止区域での撤去対象除外となる標章

身体障害者手帳をお持ちの方は、事前申請により標章の交付を受けることで、放置自転車の撤去対象から除外される場合があります。ただし、交付を受けた標章があっても駐車できない場所がありますので、注意してください。
対象者
〇肢体不自由のうち、下肢、体幹又は移動機能に障がいがある方
〇心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫機能に障がいがある方
手続　身体障害者手帳、本人名義の防犯登録の控をお持ちになり、建設局総務部自転車対策担当課で申請してください。
対象者１人につき自転車１台のみ申請できます。標章の使用方法や申請手続については、建設局総務部自転車対策担当課へお問い合わせください。
◇建設局総務部自転車対策担当課
（中央区北１条西２丁目　市本庁舎内　☎ 211-2456）

12 福祉有償運送

公共交通機関を単独で利用することが困難な障がいのある方などに、NPO法人等が営利とは認められない範囲の料金で、自家用自動車による運送サービスを行います。利用する場合は実施団体へ会員登録する必要があります。団体によって対応できる運送対象や地域、料金などが異なります。
◇制度に関すること：障がい保健福祉部障がい福祉課
（中央区北１条西２丁目　市本庁舎内　☎ 211-2936）
◇利用に関すること：各実施団体

社会参加

コミュニケーション支援

1 手話通訳者派遣

聴覚に障がいのある方などのコミュニケーションのために、手話通訳者を派遣します。手話通訳者が現地で支援する方法に加え、パソコンやタブレット端末のビデオ通話機能を利用して、離れた場所に居る手話通訳者が端末の画面越しに手話通訳を行う遠隔手話通訳方式も選択いただけます。

派遣対象内容　医療・健康・司法・教育・保育・職業・住居・社会生活・教養・人間関係に関することなど。

手続　緊急時を除き、1週間前までに申請書を提出してください（電話、FAX可）。

◇札幌聴覚障害者協会手話通訳者派遣室
（中央区大通西19丁目　札幌市視聴覚障がい者情報センター2階
☎633-7575　FAX633-7600）

2 盲ろう者通訳・介助員派遣

視覚と聴覚の両方に障がいのある方（盲ろう者）のコミュニケーションや外出支援のために、通訳・介助員を派遣します。

派遣対象内容

外出支援、コミュニケーション支援、重要な文書の代読など

◇札幌市身体障害者福祉協会
（西区二十四軒2条6丁目　札幌市身体障害者福祉センター内
☎641-8853　FAX641-8966）

3 要約筆記者派遣

中途失聴や難聴の方などのコミュニケーションのために、要約筆記者を派遣します。要約筆記者が現地で支援する方法に加え、パソコンやタブレット端末のビデオ通話機能を利用して、離れた場所に居る要約筆記者が端末の画面越しに要約筆記を行う遠隔要約筆記方式も選択いただけます。

派遣対象内容　通院、裁判、各種手続き、就職相談、冠婚葬祭、研修会、講演会に関することなど。

◇札幌市身体障害者福祉協会

（西区二十四軒 2 条 6 丁目　札幌市身体障害者福祉センター内

☎ 641-8853　FAX641-8966）

4 失語症者向け意思疎通支援者派遣

失語症の診断を受けた方のコミュニケーションのために、専門の支援者を派遣します。

派遣対象内容　生命・健康・権利・教育・保育・職業・住居・人間関係・文化・教養・社会生活に関することなど。

◇北海道言語聴覚士会　意思疎通支援部

（〒 064-0804 札幌市中央区南 4 条西 10 丁目 1004-5　スカイコーポラス 1 階

☎ 070-1253-8669　メール shien@st-hokkaido.jp ）

5 各種講習会

名　　称	内　　容	お 問 い 合 わ せ
ミニ手話講座	手話を学習したことのない市民を対象とした、手話の体験講座です。	札幌聴覚障害者協会 （中央区大通西 19 丁目 札幌市視聴覚障がい者情報センター内） ☎ 642-8010　FAX642-8377
手話講習会	聴覚に障がいのある方に対する理解を深めるとともに、手話で初歩的な日常会話ができるようになることを目標とする講習会で、市内 11 会場で行っています。	札幌聴覚障害者協会 手話通訳者派遣室 （中央区大通西 19 丁目 札幌市視聴覚障がい者情報センター内 ☎ 633-7575　FAX633-7600）
中級手話講習会	日常会話レベルの手話技術等を学び、聴覚に障がいのある方の意思疎通支援などを実践するための講習会です。	
手話通訳者養成講座	聴覚に障がいのある方の意思疎通支援を行う手話通訳者を養成しています。	

中途失聴・難聴者向け手話講習会	日本語を習得した後に中途失聴・難聴となった方や家族などを対象とした、手話を学ぶための講習会です。	札幌市中途失聴・難聴者協会 （西区二十四軒２条６丁目 札幌市身体障害者福祉センター内） FAX644-2628
盲ろう者通訳・介助員養成講座	視覚と聴覚に障がいのある方（盲ろう者）の意思疎通と移動介助についての知識と技術等の講習を行い、通訳・介助員を養成しています。	北海道身体障害者福祉協会 （中央区北２条西７丁目かでる2･7 ☎ 251-1551）
要約筆記者養成講座	中途失聴や難聴の方などに情報を要約して伝える要約筆記の指導を行い、要約筆記者を養成しています。	札幌市身体障害者福祉協会 （西区二十四軒２条６丁目 札幌市身体障害者福祉センター内 ☎ 641-8853）
失語症者向け意思疎通支援者養成講座	失語症の診断を受けた方の意思疎通を支援するための知識と技術等の講習を行い、支援者を養成しています。	北海道言語聴覚士会　意思疎通支援部 （〒 064-0804 札幌市中央区南４条西 10 丁目 1004-5 スカイコーポラス１階） ☎ 070-1253-8669 メール shien@st-hokkaido.jp
点訳奉仕員養成	視覚に障がいのある方の文化・教養・娯楽などの情報支援のため、図書などの点訳を行う奉仕員を養成しています。	札幌市視聴覚障がい者情報センター （札幌市中央区大通西 19 丁目 ☎ 631-6747）
音訳奉仕員養成 音訳校正奉仕員養成	視覚に障がいのある方の文化・教養・娯楽などの情報支援のため、録音図書の製作を行う奉仕員を養成しています。	
拡大写本奉仕員養成	視覚に障がいのある方の文化・教養・娯楽などの情報支援のため、拡大写本の製作を行う奉仕員を養成しています。	

スポーツ・文化・教養

1 障害者社会参加推進センター

障がいのある方の地域での自立生活や社会参加を促進するために組織され、情報の収集・研究等を行っています。

○障がい者の社会参加推進に係る事業の実施

○社会参加推進事業の実施に必要な情報の収集・分析・提供

○社会参加推進事業の実施に関する評価・調査研究等

◇札幌市身体障害者福祉協会

（西区二十四軒２条６丁目　札幌市身体障害者福祉センター内　☎ 641-8853）

2 障害者週間記念事業

12 月３日から 12 月９日までの「障害者週間」を市民へ広めるため、障がいのある方とない方の交流を含めた啓発事業を実施し、障がいのある方の社会参加を促進するとともに、広く市民の障がい福祉についての関心と理解を深めています。

◇障がい保健福祉部障がい福祉課（中央区北１条西２丁目　市本庁舎内　☎211-2936）

3 身体障害者福祉月間行事

毎年 10 月を「身体障害者福祉月間」とし、日頃の障がい者の文化活動の紹介と地域の人々との交流を目的とした文化祭の開催や、障がいを克服し模範的自立更生を遂げた人に対して、これまでの労をねぎらう行事などを行っています。

◇札幌市身体障害者福祉協会
（西区二十四軒２条６丁目　札幌市身体障害者福祉センター内　☎641-8853）

4 札幌市障がい者スポーツ大会（すずらんピック）

障がいのある方がスポーツを通じて、体力の向上や自立更生への意欲を高め、競技などを通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、市民の障がいのある方への理解を深めるために実施しています。

実施競技　①アーチェリー　②ボウリング　③バスケットボール　④陸上　⑤フライングディスク　⑥水泳　⑦卓球　⑧ボッチャ（①、⑧は身体障がいのみ、②～③は知的障がいのみ、④～⑥は身体・知的障がい合同、⑦は身体・知的・精神障がい合同）

◇札幌市障がい者スポーツ協会
（西区二十四軒２条６丁目　札幌市身体障害者福祉センター内
☎612-1184）

5 スポーツ・レクリエーション教室

身体に障がいのある方のためのスポーツ･レクリエーション教室（卓球など）を開催し、自立と生きがいの高揚を図っています。

◇札幌市身体障害者福祉協会
（西区二十四軒２条６丁目　札幌市身体障害者福祉センター内
☎641-8853）

6 福祉バスの運行

身体に障がいのある方のレクリエーション・行事などのため、団体や施設などを対象に、福祉バスを運行しています。

車両　リフト付バス（中型：2台）、リフト付ワンボックス：1台

◇札幌市身体障害者福祉協会

（西区二十四軒2条6丁目　札幌市身体障害者福祉センター内　☎641-8853）

7 点字図書の給付

情報を点字によって得ている視覚に障がいのある方に、点字図書を給付します。

手続　点字図書出版施設の点字図書発行証明書などを添えて窓口に申請してください。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

8 点字即時情報ネットワーク事業

視覚に障がいのある方を対象に、日常生活上必要な最新の情報「点字JBニュース」を、札幌市中央図書館や各区役所など市内14か所で閲覧しているほか、希望者には郵送もしています。

◇札幌市視覚障害者福祉協会

（西区二十四軒2条6丁目　札幌市身体障害者福祉センター内　☎644-8310）

9 図書などの郵送貸し出し

直接図書館を利用することが困難な身体に障がいのある方などに、無料で郵送又は宅配便での図書及び視聴覚資料の貸し出しをしています。

手続　登録が必要ですので、お問い合わせください。

貸出期間　1か月間。図書は1人10冊、視聴覚資料は1人2点まで。ただし、総重量に制限があります（その他電子書籍は1人3点まで、7日間貸し出し可）。

◇中央図書館（中央区南22条西13丁目　☎512-7320）

選挙における投票支援

1 代理投票

病気やけが、その他の事由により、投票用紙に自ら字を書くことができない方のため、投票所の係員が代理で投票用紙への記入を行う制度です。

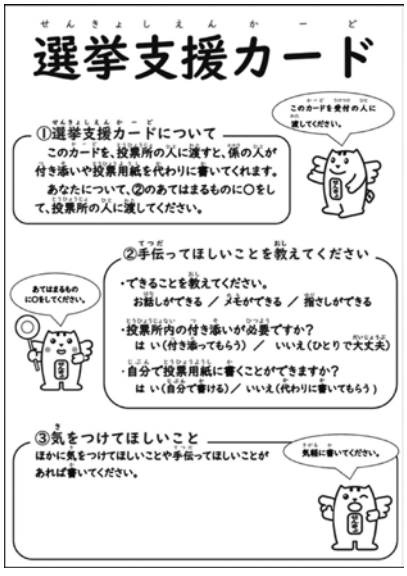
⑴　申請方法

代理投票をご希望の方は、投票所の係員にお申し付けください。

⑵　代理投票の方法

投票所の係員２人が補助者となり、そのうち１人が選挙人（投票する人）の指示する候補者等の氏名を書き、残りの１人が指示通りに記載したかどうかを確認します。選挙人にも記載内容を確認していただき投票箱に投函いただきます。

2 選挙支援カード



選挙支援カードは、投票の支援が必要な方で、口頭による支援の申出が困難な方にご使用いただくカードです。

印刷した用紙にあらかじめご記入のうえ、投票所の受付にご提出いただければ、必要な支援を受けることができます。ご使用の際は、札幌市選挙管理委員会のホームページ（https://www.city.sapporo.jp/senkan/senkyo/senkyosiencard.html）から用紙を印刷いただくか、投票所に備えてある用紙をご使用ください。

手話等、支援の内容によっては対応することができませんので、あらかじめご了承ください。

なお、本様式は札幌市独自のもので他市区町村ではご使用できません。

3 郵便等による不在者投票制度

郵便等による不在者投票制度とは、身体の重度の障がいなどにより投票所へ行けない方が、あらかじめお住まいの区の選挙管理委員会に申請し、「郵便等投票証明書」の交付を受けておくことで、選挙の際、自宅で投票用紙に記入し、郵便等（郵便又は信書便）で選挙管理委員会へ送付することにより投票できる制度です。

利用できる方　身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険被保険者証をお持ちで、次のア～ウのいずれかに該当する方です。

ア　身体障害者手帳に記載されている障がいが次の程度に該当する方

障がいの部位	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能	○	○	×
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	○	–	○
免疫、肝臓	○	○	○

イ　戦傷病者手帳に記載されている障がいが次の程度に該当する方

障がいの部位	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
両下肢、体幹	○	○	○	×
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	○	○	○	○

ウ　介護保険被保険者証に記載されている要介護状態区分が次に該当する方

要介護状態区分	要介護5

※　アとイはそれぞれの部位の障がいの程度で判断します。例えば、両下肢3級、直腸4級で総合等級が2級の場合は、それぞれの部位（両下肢、直腸）の障がいの程度が上表に該当しないため、対象となりません。

次に該当する方は、代理で記載してもらうことができます

上記ア～ウのいずれかに該当する方のうち、投票用紙などにご本人が記載できない方は、次のAまたはBのいずれかに該当する場合（上記アとイ及びAとBは、上記の※と同様、それぞれの部位の障がいの程度で判断します。）、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た選挙権を有する方（代理記載人）に代理で記載してもらうことができます。

A　身体障害者手帳に記載されている障がいが次の程度に該当する方

障がい名	1級	2級	3級
上肢、視覚	○	×	×

B　戦傷病者手帳に記載されている障がいが次の程度に該当する方

障がいの部位	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
上肢、視覚	○	○	○	×

制度を利用するための手続　あらかじめお住まいの区の選挙管理委員会に申請し、「郵便等投票証明書」の交付を受けていることが必要です。「郵便等投票証明書」の交付申請手続については、お住まいの区の選挙管理委員会にお問い合わせください。

「郵便等投票証明書」の交付を受けた方が投票する場合の手続

⑴　投票用紙等の請求

選挙が行われる際には、「郵便等投票証明書」の交付を受けている方のご自宅あてに、区の選挙管理委員会から投票用紙等を請求するための用紙（請求書）とご案内の文書を送付しますので、次の事項をそれぞれ記入のうえ、投票日の4日前までに区の選挙管理委員会に「郵便等投票証明書」を添えて請求してください。

ア　投票用紙等にご本人が記入できる場合

送付先の住所、氏名（ご本人の署名）、生年月日

イ　投票用紙等にご本人が記入することができないため、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た選挙権を有する方に代理で記入してもらう場合

送付先の住所、氏名、生年月日、代理で記入する方の氏名（代理で記入する方が署名）

※ 代理で記入する方がご本人に代わって記入し、請求してください。

⑵　投票用紙等の記入と送付

上記⑴の請求を受け、選挙の公示（告示）日後に請求書に記入された送付先住所に区の選挙管理委員会から投票用紙等を送付しますので、次により投票を記入後、郵便等（郵便又は信書便）により区の選挙管理委員会へ送付してください。

ア　投票用紙等にご本人が記入できる場合

ご本人が投票の記入をしてください。

イ　投票用紙等にご本人が記入することができないため、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た選挙権を有する方に代理で記入してもらう場合
代理で記入する方がご本人に代わって投票の記入をしてください。

お問い合わせ先（お住まいの区の選挙管理委員会―各区役所内）

中央区　☎ 205-3206（中央区南 3 条西 11 丁目）
北　区　☎ 757-2404（北区北 24 条西 6 丁目）
東　区　☎ 741-2412（東区北 11 条東 7 丁目）
白石区　☎ 861-2406（白石区南郷通 1 丁目南）
厚別区　☎ 895-2424（厚別区厚別中央 1 条 5 丁目）
豊平区　☎ 822-2406（豊平区平岸 6 条 10 丁目）
清田区　☎ 889-2010（清田区平岡 1 条 1 丁目）
南　区　☎ 582-4711（南区真駒内幸町 2 丁目）
西　区　☎ 641-6922（西区琴似 2 条 7 丁目）
手稲区　☎ 681-2427（手稲区前田 1 条 11 丁目）

福祉のまちづくり

1 福祉のまちづくり

障がいのある方や高齢の方をはじめとして、誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりを進めるため、平成 10 年に「札幌市福祉のまちづくり条例」を制定しました。さらに障がいのある方や高齢の方の社会進出が進み、新たに整備すべき項目や利用実態に合った整備基準を求める声も多く、平成 17 年に「札幌市福祉のまちづくり条例」を改正しました。

⑴　条例の概要

「バリアフリー社会の実現」を基本理念として、障がいのある方や高齢の方等が平等に社会に参加するうえでの様々な障壁（バリア）を解消していくことを目指し、市民が一体となって、すべての人にやさしい福祉都市を実現する決意を示しています。

また、条例の目的を実現するため、市の基本的施策、施設整備に関する基準・手続き（(2) 参照）について定めています。

さらに、市・事業者・市民が一体となって推進するための組織として、福祉のまちづくり推進会議を設置しています。

⑵　施設整備規定概要

①　対象施設

多くの人が利用する学校、病院、映画館、集会場、百貨店、事務所等の公共的施設。

②　事前協議

新設等の場合に、整備基準遵守を確認するため事前協議を行います。

③　表示板の交付

障がいのある方や高齢の方等が利用しやすい施設であることを示すため、整備基準に適合したうえ、さらにエレベーターや車いす使用者用駐車施設の設置等の基準を満たす建築物に表示板を交付します。

※表示板のデザインは、巻末に掲載

◇障がい保健福祉部障がい福祉課

（中央区北 1 条西 2 丁目　市本庁舎内　☎ 211-2936）

◇⑵については建築指導部建築安全推進課（同上　☎ 211-2867）

「警察署（事件・事故など）」

■ファクシミリ及びアプリによる 110 番通報

聴覚や言語に障害があり、電話で 110 番通報することができない方は、ファクシミリ、又はインターネットに接続可能なスマートフォン等の端末からアプリを利用して通報してください。

ＦＡＸ 110 番～ 241-1110 へ送信してください。

110 番アプリ～スマートフォンに専用のアプリをダウンロード（フィーチャーフォンの場合は、携帯電話用 110 番サイトにアクセス）して氏名や電話番号等を事前に登録し、必要事項を入力して送信してください。

「消防署（火災・救急・救助）」

■ FAX119・NET119 緊急通報システム

聴覚又は言語などに障がいがあり、音声で 119 番通報することができない方は、ファクシミリ又は NET119 で通報してください。

ＦＡＸ 119 ～局番なしの 119 番へ送信してください。

ＮＥＴ 119 ～スマートフォンやフィーチャーフォンのインターネット接続機能を利用して、消防車や救急車の出動を要請することができます。利用には事前登録が必要です。

各通報の詳細は、札幌市公式ホームページの「防災・防犯・消防」→「緊急時の連絡先」のページまたは、市内の各消防署で配布しているパンフレットをご参照ください。

札幌市公式ホームページ（https://www.city.sapporo.jp/）

■ホームページによる災害情報提供

火災や災害の情報をインターネットを通じてパソコンや携帯電話で確認することができます。

パソコンからアクセス（https://www.119.city.sapporo.jp/saigai/sghp.html）

携帯電話からアクセス（https://www.119.city.sapporo.jp/saigai/）

■障がいのある方や配慮が必要な方のための災害の備え

1　日頃の備え

【住まいの安全対策】

・地震で家具や家電製品が倒れないように固定しましょう。また、タンスの上や、高い場所に重い物を置かないようにしましょう。

・割れたガラスでけがをしないように、ガラス飛散防止フィルムを貼ったり、室内にはスリッパを用意しておきましょう。

【ヘルプカードの作成】

・緊急連絡先や必要とする支援を記載しておきましょう。

【備蓄品・非常持出品の準備】

・飲料水、食料、ライト、乾電池、ポータブルストーブ、内服薬、治療食や特別食、医療機器、予備電源、補装具、簡易トイレ、ヘルプマーク・ヘルプカード、緊急連絡先リスト、障害者手帳、お薬手帳などを準備しておきましょう。

【災害時の安否確認】

・外出先で災害が発生した際に、家族や知人との連絡手段や集合場所をあらかじめ決めておきましょう。

・NTT が提供する災害用伝言ダイヤル「171」や、携帯電話会社が提供する「災害用伝言板」は、実際に体験できる日がありますので、使い方を練習しておきましょう。

【防災アプリの活用】

・札幌市防災アプリ「そなえ」は、災害時に避難所開設状況などの確認や、災害発生時の安否確認、自分の居場所を家族や知人に SOS 発信するなどの機能がありますのでご活用ください。視覚障がいのある方は家族や知人に協力を依頼しましょう。

【避難所の確認】

・最寄りの避難所（小・中学校等）の位置と経路を確認しておきましょう。地震と洪水では開設場所が異なる場合もありますので注意してください。

【避難訓練への参加】

・地域、行政、当事者団体等が主催する避難訓練に参加し、非常時の状況やとるべき行動をイメージしておきましょう。

【災害時の支援依頼】

・家族や知人、支援者、近所の人と災害時の具体的な支援について話し合いをしておきましょう。

2　発災時の行動

【地震災害】

・脱出口を確保するため、出入口のドアを開けましょう。

・料理をしているときや、ストーブを使っているときは、揺れがおさまってから火を消しましょう。揺れているときに火を消そうとすると、やけどをする危険があります。

・停電時は、火災予防のため、ブレーカーを切り、ガスの元栓も閉めましょう。

・外出時は、落下物に注意し、ブロック塀や自動販売機など、倒れそうなものから離れましょう。

【洪水災害】

・浸水の中を無理に避難することは危険です。外に避難することが難しい場合は、自宅の 2 階に避難しましょう。

【土砂災害】

・土砂災害が発生するおそれのある地域では、雨の降り方や強さに注意し、早めに避難しましょう。

3　発災直後からの行動

【自宅にとどまる】

・自宅周辺や自宅内に危険がなければ、自宅にとどまりましょう。

【避難所（小・中学校等）に避難する】

・自宅が危険な状態であるときや、発災直後の生活に不安があるときは避難所へ避難しましょう。

・体育館等の滞在スペースで生活することが難しい要配慮者のためのスペースも設置されます（福祉避難スペース）。
・避難所（小・中学校等）で過ごすことが困難な事情がある場合は、職員が要配慮者二次避難所（福祉避難所）への移送を調整します（原則として、要配慮者二次避難所（福祉避難所）に直接避難することはできません。）。

障がい等に応じた事前準備

〈視覚障がいのある方〉
・眼鏡、ルーペ、白杖、点字盤、ラジオなどを準備しておきましょう。

〈聴覚障がいのある方〉
・補聴器、筆談用具、ライト、呼び笛・ブザーなどを準備しておきましょう。

〈肢体不自由のある方〉
・車いすや歩行補助具は、暗闇でもわかるように、発光シールなどを貼っておきましょう。
・車いすの空気圧、バッテリーの充電などは、常にチェックしておきましょう。

〈オストメイトの方〉
・オストメイトの方は、数日分のストーマ用装具や衛生用品などを用意しておきましょう。

〈医療的ケアが必要な方〉
・在宅で人工透析をしている方は、予備のバッテリー、透析用品などを用意しておきましょう。
・酸素濃縮装置や液体酸素ボンベは、火気から離れた場所に保管するとともに、液体酸素ボンベは、倒れないようにしっかり固定しておきましょう。
・人工呼吸器を装着している場合は、アンビューバック、予備のバッテリー、手動式吸引器などを用意しておきましょう。

★お知らせ★

札幌市では、令和元年 10 月から、在宅で人工呼吸器や酸素濃縮器などの電気式の医療機器を使用する呼吸器機能障害のある方や難病患者の方などを対象として、非常用電源（発電機、蓄電池、カーインバーターのうち、いずれか 1 つ）の購入に係る費用を助成する事業を実施しています。
※ 56 ページの 6 を参照

〈知的障がいのある方〉
・気持ちが落ち着くものや、必要な支援について書いてあるカードなどを用意しておきましょう。

〈精神障がいのある方〉
・薬の処方箋の明細や、「こころの安心カード」を用意しておきましょう。
・主治医と相談し、緊急時に支援を受けられる医療機関リストを作っておきましょう。

※「こころの安心カード」については、35 ページの 2 を参照

〈アレルギー疾患のある方〉
・ぜんそく発作やアトピー性皮膚炎のある方は、発作が起こりやすくなることもありますので、衛生用品や薬などを備えましょう。
・食物アレルギーのある方は、「○○アレルギーあり」と書いたシールを胸に貼るなどして、周囲の人に分かりやすく伝えましょう。

〈体温維持が困難な方〉
・気温上昇に伴う体温上昇に備え、クールベスト、保冷剤などの備えをしましょう。
・気温低下に伴う体温低下に備え、カイロ、毛布などを備えましょう。

〈注射剤を使用している方〉
・インスリンや成長ホルモン等は、冷蔵保存を要するため、クーラーバッグ、保冷剤の備えをしましょう。

関係機関一覧

1 市の専門機関

◆札幌市保健福祉局
障がい保健福祉部障がい福祉課
（中央区北 1 条西 2 丁目
☎ 211-2936　FAX218-5181）

◆札幌市障がい者更生相談所
（西区二十四軒 2 条 6 丁目
札幌市身体障害者福祉センター内
☎ 641-8852　FAX641-8686）

◆札幌市身体障害者福祉センター
（西区二十四軒 2 条 6 丁目
☎ 641-8850　FAX641-8966）

◆札幌市視聴覚障がい者
情報センター
（中央区大通西 19 丁目
☎ 631-6747　FAX631-6751）

◆札幌市精神保健福祉センター
（札幌こころのセンター）
（中央区大通西 19 丁目
WEST19　4 階
☎ 622-0556）

◆札幌市子ども発達支援総合
センター（ちくたく）
（豊平区平岸 4 条 18 丁目 1-21
☎ 821-0070）

◆札幌市自閉症・発達障害
支援センター（おがる）
（東区東雁来 12 条 4 丁目 1-5
☎ 790-1616）

◆札幌市児童相談所
（担当区：中央区・北区・東区・南区・
西区・手稲区）
（中央区北 7 条西 26 丁目
札幌市児童福祉総合センター内
☎ 622-8630）

◆札幌市東部児童相談所
（担当区：白石区・厚別区・豊平区・
清田区）
（白石区本郷通 3 丁目北 3
☎ 863-6290）

2 区役所

◆中央区役所
（中央区南 3 条西 11 丁目
☎代表 231-2400　FAX231-2346）

◆北区役所
（北区北 24 条西 6 丁目
☎代表 757-2400　FAX757-2411）

◆東区役所
（東区北 11 条東 7 丁目
☎代表 741-2400　FAX711-2900）
◆白石区役所
（白石区南郷通 1 丁目南 8-1
☎代表 861-2400　FAX861-2608）
◆厚別区役所
（厚別区厚別中央 1 条 5 丁目
☎代表 895-2400　FAX896-0930）
◆豊平区役所
（豊平区平岸 6 条 10 丁目
☎代表 822-2400　FAX833-4096）
◆清田区役所
（清田区平岡 1 条 1 丁目
☎代表 889-2400　FAX889-2703）
◆南区役所
（南区真駒内幸町 2 丁目
☎代表 582-2400　FAX584-9008）
◆西区役所
（西区琴似 2 条 7 丁目
☎代表 641-2400　FAX641-0372）
◆手稲区役所
（手稲区前田 1 条 11 丁目
☎代表 681-2400　FAX694-0530）

3 保健センター

◆中央保健センター
（中央区南 3 条西 11 丁目
☎代表 231-2400）
◆北保健センター
（北区北 25 条西 6 丁目 1-1
☎代表 757-1181）
◆東保健センター
（東区北 10 条東 7 丁目
☎代表 711-3211）
◆白石保健センター
（白石区南郷通 1 丁目南 8-1
白石区複合庁舎　3 階
☎代表 862-1881）
◆厚別保健センター
（厚別区厚別中央 1 条 5 丁目
☎代表 895-1881）
◆豊平保健センター
（豊平区平岸 6 条 10 丁目
☎代表 822-2400）
◆清田保健センター
（清田区平岡 1 条 1 丁目
☎代表 889-2400）
◆南保健センター
（南区真駒内幸町 1 丁目
☎代表 581-5211）
◆西保健センター
（西区琴似 2 条 7 丁目
☎代表 621-4241）
◆手稲保健センター
（手稲区前田 1 条 11 丁目
☎代表 681-1211）

4 市税事務所

◆中央市税事務所
（中央区南3条西11丁目
1階・2階・6階）
☎納　税　課　596-9012
☎市民税課　596-6012
☎諸　税　課　596-6796
☎固定資産税課　596-7253

◆北部市税事務所
（中央区北4条西5丁目
アスティ45　9階）
☎納　税　課　207-3912
☎収納管理課　207-3919
☎市民税課　207-3914
☎固定資産税課　207-3918

◆東部市税事務所
（厚別区大谷地東2丁目4-30
大谷地アドバンシービル3階）
☎納　税　課　802-3912
☎市民税課　802-3914
☎固定資産税課　802-3918

◆南部市税事務所
（豊平区平岸5条8丁目2-10
イースト平岸　2階・3階・4階）
☎納　税　課　824-3912
☎市民税課　824-3914
☎固定資産税課　824-3918

◆西部市税事務所
（西区琴似3条1丁目1-20
コトニ3・1ビル　2階）
☎納　税　課　618-3912
☎市民税課　618-3914
☎固定資産税課　618-3918

5 道税事務所

◆札幌道税事務所税務管理部
（中央区北3条西7丁目
道庁別館　2階）
☎個人事業税　281-7811
☎そ　の　他　204-5084

◆札幌道税事務所自動車税部
（北区北22条西2丁目）
☎自動車税減免・その他
746-1190

6 国税関係機関

◆札幌中税務署
（中央区大通西10丁目
札幌第2合同庁舎
☎代表231-9311）
（自動音声案内）

◆札幌北税務署
（北区北31条西7丁目3-1
☎代表707-5111）
（自動音声案内）

◆札幌南税務署
（豊平区月寒東１条５丁目３-４
☎代表 555-3900）
（自動音声案内）
◆札幌西税務署
（西区発寒４条１丁目７-１
☎代表 666-5111）
（自動音声案内）
◆札幌東税務署
（厚別区厚別東４条４丁目８-８
☎代表 897-6111）
（自動音声案内）
※税務署への来署による相談を希望する場合は、事前に予約が必要となります。
◆札幌税関支署
（中央区大通西 10 丁目
札幌第２合同庁舎内
☎ 231-1443）

7 公共職業安定所（ハローワーク）

◆札幌公共職業安定所
（ハローワーク札幌）
（中央区南 10 条西 14 丁目
☎代表 562-0101）
（自動音声案内）
◆札幌東公共職業安定所
（ハローワーク札幌東）
（豊平区月寒東１条３丁目
☎代表 853-0101）
（自動音声案内）

◆札幌北公共職業安定所
（ハローワーク札幌北）
（東区北 16 条東４丁目
☎代表 743-8609）
（自動音声案内）

8 年金事務所

◆札幌東年金事務所
（白石区菊水１条３丁目
☎ 831-0735）
（自動音声案内）
◆札幌西年金事務所
（中央区北３条西 11 丁目
☎ 241-7284）
（自動音声案内）
◆札幌北年金事務所
（北区北 24 条西６丁目
☎ 717-4133）
（自動音声案内）
◆新さっぽろ年金事務所
（厚別区厚別中央２条６丁目
☎ 892-9313）
（自動音声案内）

9 社会福祉協議会

◆社会福祉法人
札幌市社会福祉協議会
（中央区大通西 19 丁目
札幌市社会福祉総合センター内
☎ 614-3345）

◆中央区社会福祉協議会
（中央区南３条西 11 丁目
中央区複合庁舎　５階
☎ 281-6113）

◆北区社会福祉協議会
（北区北 24 条西６丁目
北区役所　１階
☎ 757-2482）

◆東区社会福祉協議会
（東区北 11 条東７丁目
東区民センター　１階
☎ 741-6440）

◆白石区社会福祉協議会
（白石区南郷通１丁目南 8-1
白石区複合庁舎　１階
☎ 861-3700）

◆厚別区社会福祉協議会
（厚別区厚別中央１条５丁目
厚別区民センター　１階
☎ 895-2483）

◆豊平区社会福祉協議会
（豊平区平岸６条 10 丁目
豊平区民センター　１階
☎ 815-2940）

◆清田区社会福祉協議会
（清田区平岡１条１丁目
清田区総合庁舎　３階
☎ 889-2491）

◆南区社会福祉協議会
（南区真駒内幸町２丁目
南区役所　３階
☎ 582-2415）

◆西区社会福祉協議会
（西区琴似２条７丁目
西区役所　１階
☎ 641-6996）

◆手稲区社会福祉協議会
（手稲区前田１条 11 丁目
手稲区民センター　１階
☎ 681-2644）

10 その他

◆独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構
北海道障害者職業センター
（北区北 24 条西５丁目 1-1
札幌サンプラザ　５階
☎ 747-8231）

◆独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構
北海道支部高齢・障害者業務課
（西区二十四軒４条１丁目 4-1
☎ 622-3351）

◆日本赤十字社
北海道支部点字図書センター
（中央区北２条西７丁目
道民活動センタービル　５階
☎ 271-1323）

障がい施策一覧

本書に掲載されている各種サービス（**抜粋**）が、どのような対象者向けに用意され

（これに該当しても他に必要な要件がありますので、詳しくは窓口にお問い合わせく

項目	ページ	障がい区分（級）／事業名	視覚障がい 1	2	3	4	5	6	聴覚又は平衡機能障がい 2	3	4	5	6	音声言語機能障がい 3	4
相談窓口	7	障がい者相談支援事業	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	9	障がい児等療育支援事業	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	9	障がい者あんしん相談	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	9	障がい者虐待相談	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	10	精神科救急情報センター													
	11	成年後見推進センター													
	11	日常生活自立支援事業													
	13	身体障害者相談員	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	13	知的障害者相談員													
	13	ろうあ者相談員							一部◎	一部◎	一部◎		一部◎		
	13	盲人相談員	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
福祉サービス	28	入浴サービス													
	29	あんしんコール	○	○											
	30	寝具の洗濯乾燥													
	32	重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	重度訪問介護の支給決定を受けていることと、重度の障がい者に対する												
医療・保健	35	重度心身障がい者医療費助成	◎	◎					◎						
	37	後期高齢者医療制度	○	○	○				○	○				○	○
	38	障がい者歯科診療	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	40	身体障害者在宅訪問診査・指導	身体的・地理的条件により受診や相談を受ける機会が少ない												

◎…障がい児・障がい者とも　○…障がい者のみ　△…障がい児のみ

ているのかを示した一覧表です。

ださい。）

	肢体不自由						内部障がい				知的障がい			精神障がい			備考・その他の要件
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	A	B	$\overline{B}$	1	2	3	
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				重症心身障がいのある方、児童、発達障がい児。いずれも在宅の方
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
														◎	◎	◎	緊急な精神科治療が必要な方
											○	○	○	○	○	○	判断能力が十分でない方など
											○	○	○	○	○	○	日常生活の判断に不安のある知的障がい者、精神障がい者等
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
											◎	◎	◎				
	◎	◎					◎	◎									原則として在宅のみ、所得に応じて自己負担あり
	○	○					○	○									原則1・2級、所得に応じて自己負担あり
	○	○															寝たきり状態の方。住民税非課税世帯
支援体制の構築を計画し、相談窓口の設置等を行っている大学に修学していること。																	
	◎	◎					◎	◎	◎		◎			◎			所得制限あり。
	○	○	○	一部○			○	○	○		○			○	○		65歳以上で一定の障がいのある方
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				
身体に障がいのある方及びその家族の方																	

障がい施策一覧

本書に掲載されている各種サービス（**抜粋**）が、どのような対象者向けに用意され

（これに該当しても他に必要な要件がありますので、詳しくは窓口にお問い合わせく

項目	ページ	障がい区分（級）／事業名	視覚障がい						聴覚又は平衡機能障がい					音声言語機能障がい	
			1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4
福祉用具	44	紙おむつの支給													
	44	福祉用具展示ホール	詳細は福祉用具展示ホールまでお問い合わせ下さい。（P44～45）												
	45	福祉用具リサイクル													
年金・手当	46	国民年金（障害基礎年金）	国民年金法障害等級の 1 級又は 2 級に該当する 20 歳以上の方												
	46	厚生年金（障害厚生年金）	厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある病気やけがによって国												
	47	特別障害給付金	国民年金に任意加入していなかった期間に初診日があり、現												
	48	心身障害者扶養共済制度	◎	◎	◎				◎	◎				◎	
	49	障害児福祉手当	重度の障がいがあり、日常生活で常に介護が必要な 20 歳未満												
	49	特別障害者手当	著しく重度の障がいがあり、日常生活で常に特別の介護が必要												
	49	福祉手当	昭和 61 年 4 月 1 日において従前の福祉手当を受給していた方で、												
	49	児童扶養手当	父又は母に、国民年金法障害等級 1 級程度の障がいがある場合、												
	49	特別児童扶養手当	身体又は精神に重度、中度の障がいのある 20 歳未満の児童を												
	49	外国人障害者福祉手当	○	○					○						
	49	災害遺児手当	父若しくは母又はこれらに代わる養育者が災害により身体障害 精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項の表に定める												

◎…障がい児・障がい者とも　○…障がい者のみ　△…障がい児のみ

ているのかを示した一覧表です。

ださい。）

	肢体不自由						内部障がい				知的障がい			精神障がい			備考・その他の要件
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	A	B	$\overline{B}$	1	2	3	
	◎	◎									◎			◎			在宅重度障がい者で常時おむつを使用している方。生活保護世帯以外自己負担あり。原則 3 歳以上
																	その他に一定の要件があります。
民年金法障害等級の 1 級又は 2 級に該当する方。独自給付として 3 級があります。																	その他に一定の要件があります。
在国民年金法障害等級の 1 級又は 2 級相当の障がいにある方																	その他に一定の要件があります。
	◎	◎	◎				◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎		任意加入
の児童																	所得制限あり。
な 20 歳以上の方																	所得制限あり。
特別障害者手当、障害基礎年金を受けることができない方																	新規申請は受け付けません。
児童を監護している父、母又は養育者の方																	その他に一定の要件があります。
養育している方																	所得制限あり。
	○	○					○	○			○						
者福祉法障害程度等級表 1 級又は 2 級となった場合、または精神保健及び 1 級となった場合で、児童を扶養している方																	その他に一定の要件があります。

障がい施策一覧

本書に掲載されている各種サービス（**抜粋**）が、どのような対象者向けに用意され

（これに該当しても他に必要な要件がありますので、詳しくは窓口にお問い合わせく

項目	ページ	事業名＼障がい区分（級）		視覚障がい						聴覚又は平衡機能障がい					音声言語機能障がい	
				1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4
税の軽減	50	所得税	特別障害者控除	◎	◎					◎						
			障害者控除			◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎
			改修工事に係る特別控除	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	50	住民税	非課税	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			特別障害者控除	◎	◎					◎						
			障害者控除			◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎
	50	固定資産税	住宅バリアフリー改修	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	50	相続税	特別障害者控除	◎	◎					◎						
			障害者控除			◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎
	50	贈与税	特別障害者に対する非課税	◎	◎					◎						
			特定障害者（特別障害者以外の者に限る）に対する非課税													
	50	個人事業税	減免	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			非課税	視覚に重度の障がいのある方が、あんま・はりなどの医業に												
	51	軽自動車税の減免		◎	◎	◎	◎			一部◎	◎		一部◎		一部◎	
	51	自動車税の減免		◎	◎	◎	◎			◎	◎		一部◎		一部◎	
	51	マル優制度等		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
各種料金の割引・助成	52	NHK受信料の減免	全額（所得制限あり）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			半額（世帯主に限る）	○	○	○	○	○	○	聴覚○	聴覚○	聴覚○	聴覚○	聴覚○		
	54	NTT番号案内サービス		◎	◎	◎	◎	◎	◎	聴覚◎	聴覚◎	聴覚◎		聴覚◎	◎	◎
	55	通信サービスの割引		詳細については、各携帯電話会社にお問い合せください。												
	55	心身障がい者用ゆうメール														
	55	青い鳥郵便葉書		◎	◎					◎						
	56	災害対策用品（非常用電源装置等）購入費助成														

◎…障がい児・障がい者とも　○…障がい者のみ　△…障がい児のみ

ているのかを示した一覧表です。

ださい。）

	肢体不自由						内部障がい				知的障がい			精神障がい			備考・その他の要件
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	A	B	$\overline{B}$	1	2	3	
	◎	◎					◎	◎			◎			◎			
			◎	◎	◎	◎			◎	◎		◎	◎		◎	◎	詳しくは最寄りの税務署にお尋ねください。
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	所得制限あり。
	◎	◎					◎	◎			◎			◎			
			◎	◎	◎	◎			◎	◎		◎	◎		◎	◎	
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	◎	◎					◎	◎			◎			◎			相続又は遺贈により財産を取得した法定相続人で 85 歳未満の方。詳しくは最寄りの税務署にお尋ねください。
			◎	◎	◎	◎			◎	◎		◎	◎		◎	◎	
	◎	◎					◎	◎			◎			◎			特別障害者が特定障害者扶養信託契約によって受益者となる場合、6 千万円まで。詳しくは最寄りの税務署にお尋ねください。
												◎	◎		◎	◎	特定の障がいのある者（特定障害者のうち特別障害者以外の者）が、特定障害者扶養信託契約によって受益者となる場合、3 千万円まで。詳しくは最寄りの税務署にお尋ねください。
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	所得制限あり。
類する事業を行う場合																	
	◎	◎	◎	一部◎	一部◎	一部◎	◎	一部◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	障がい者と生計を同じくする方が、専らその方のために使用する場合も可
	◎	◎	◎	一部◎	一部◎	一部◎	◎	一部◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	世帯構成員全員が市民税非課税
	○	○					○	○			○			○			総合等級で、重度（1、2 級）となる身体障害者手帳をお持ちの方も含む。
	一部◎	一部◎									◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	○	○					○	一部○	一部○		○						図書館の発受するものに限る。
	◎	◎					◎	◎			◎						
							一部◎	一部◎	一部◎	一部◎							その他に一定の要件があります。

障がい施策一覧

本書に掲載されている各種サービス**（抜粋）**が、どのような対象者向けに用意され
（これに該当しても他に必要な要件がありますので、詳しくは窓口にお問い合わせく

項目	ページ	事業名＼障がい区分（級）		視覚障がい 1	2	3	4	5	6	聴覚又は平衡機能障がい 2	3	4	5	6	音声言語機能障がい 3	4
その他支援	59	単身者向け市営住宅		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	59	車いす使用者向け市営住宅		身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている方で、												
	59	市営住宅抽選優遇制度		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
就労支援	60	職業相談 職業紹介	職業相談・職業紹介	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			公共職業訓練	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		職業リハビリテーション	職業準備支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			ジョブコーチ支援事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			職場復帰（リワーク）支援													
	62	重度障がい者等就労支援事業		重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を受けていて、												
機能回復・訓練	64	機能回復訓練														
	64	講習会等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	64	音声機能障害者発声訓練													○	
	64	中途失明者社会適応訓練		○	○	○	○	○	○							
	65	オストメイト社会適応訓練														
	65	聴能言語訓練								一部◎	一部◎	一部◎	一部◎	一部◎		
	65	失語症言語機能訓練（個別）													○	○
	65	「言葉の教室」訓練（団体）													○	○
	66	聴覚障がい者社会生活教室								一部○	一部○	一部○	一部○	一部○		
	66	視覚障がい者家庭生活訓練		○	○	○	○	○	○							
	66	視覚障がい者社会生活訓練		○	○	○	○	○	○							

◎…障がい児・障がい者とも　○…障がい者のみ　△…障がい児のみ

ているのかを示した一覧表です。

ださい。）

	肢体不自由						内部障がい				知的障がい			精神障がい			備考・その他の要件
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	A	B	$\overline{B}$	1	2	3	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	自活できる方
車いすを恒常的に使用している単身者、若しくはこのような方がいる世帯。																	
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無料　発達障がいのある方、手帳のない方も対応可
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無料　発達障がいのある方、手帳のない方も対応可
														○	○	○	無料　手帳のない方も対応可
民間企業に雇用されている方または自営業の方で 1 週間の所定労働時間が 10 時間以上の方																	
	○	○	○	○	○	○											
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
																	喉頭を摘出して音声機能を失った方
																	原則 15 歳以上の視覚障がい者
							○		○	○							人工肛門・ぼうこうを造設した方及びその家族
																	聴覚障がい者のみ
																	失語症の方
																	聴覚障がい者のみ
																	原則 15 歳以上の視覚障がい者
																	原則 15 歳以上の視覚障がい者

障がい施策一覧

本書に掲載されている各種サービス（**抜粋**）が、どのような対象者向けに用意され

（これに該当しても他に必要な要件がありますので、詳しくは窓口にお問い合わせく

項目	ページ	事業名＼障がい区分（級）	視覚障がい						聴覚又は平衡機能障がい					音声言語機能障がい	
			1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4
交通関係	67	交通費助成	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎			◎	◎
	69	通所交通費助成	一部◎	一部◎	◎	◎	◎	◎	一部◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	70	JR 旅客運賃割引	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	71	被救護者旅客運賃割引	一部△	一部△	一部△	一部△	一部△	一部△							
	71	航空旅客運賃割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	72	有料道路障害者割引	◎	◎	◎	一部◎	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○
	73	タクシー料金の福祉割引制度	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	73	バス・市営交通の運賃割引	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	74	自動車改造費の補助													
	74	駐車禁止除外指定車の標章	◎	◎	◎	一部◎			一部◎	◎		一部◎			
	75	自転車等放置禁止区域での撤去対象除外となる標章													
社会参加	76	手話通訳者派遣							一部◎	一部◎	一部◎		一部◎		
	76	盲ろう者通訳・介助員派遣	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		
	77	要約筆記者派遣							○	○	○	○	○		
	77	失語症者向け意思疎通支援者派遣												一部◎	一部◎
	79	札幌市障がい者スポーツ大会	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	79	スポーツ・レクリエーション教室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	80	福祉バスの運行	身体障がい者福祉関係団体及び施設												
	80	点字図書の給付	◎	◎											
	80	図書などの郵送貸し出し	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎			◎	◎

◎…障がい児・障がい者とも　○…障がい者のみ　△…障がい児のみ

ているのかを示した一覧表です。

ださい。）

	肢体不自由						内部障がい				知的障がい			精神障がい			備考・その他の要件
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	A	B	B̄	1	2	3	
	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	市内に住民登録があること。障がい種別・等級により助成内容が異なります。
	一部◎	一部◎	◎	◎	◎	◎	一部◎	一部◎	◎	◎	一部◎	◎	◎	一部◎	一部◎	◎	・市内に住民登録があること。 ・生活保護法により移送費を受けることができる方は除く。 ・障がい者交通費助成の助成内容によって、要件が異なります。
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	一部△	一部△	一部△	一部△	一部△	一部△					一部◎	一部◎	一部◎				JR 指定の施設の入所者等。詳しくは JR 各駅へお問い合せください。
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12 歳以上であること
	◎	一部◎	一部◎	○	○	○	◎	◎	◎	一部◎	◎						○印は本人運転の場合のみ
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	一部◎	一部◎	一部◎	
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	一部◎	一部◎	一部◎	ばんけいバス、市営交通は精神障がい児・者も対象
	○	○															所得制限あり、本人運転
	◎	一部◎	一部◎	一部◎	一部◎		◎	一部◎	◎		◎			◎			
	一部◎	一部◎	一部◎	一部◎	一部◎	一部◎	一部◎	一部◎	一部◎	一部◎							
																	視覚障がいと聴覚障がいの両方を持ち、合わせて 2 級以上の方
																	その他、必要と認められる方にも派遣可
																	その他に一定の要件があります。
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	一部◎	一部◎	一部◎	一部◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	4 月 1 日現在 13 歳以上の方
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
																	身体以外の障がい者団体も利用可
	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎							直接来館できない方。戦傷病者手帳所有者を含む。

令和７年４月１日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376 疾病）

※ 新たに対象となる疾病（7 疾病）　△ 表記が変更された疾病（2 疾病）　○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29 疾病）

番号	疾　病　名
1	アイカルディ症候群
2	アイザックス症候群
3	IgA 腎症
4	IgG4 関連疾患
5	亜急性硬化性全脳炎
6	アジソン病
7	アッシャー症候群
8	アトピー性脊髄炎
9	アペール症候群
10	アミロイドーシス
11	アラジール症候群
12	アルポート症候群
13	アレキサンダー病
14	アンジェルマン症候群
15	アントレー・ビクスラー症候群
16	イソ吉草酸血症
17	一次性ネフローゼ症候群
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
19	1p36 欠失症候群
20	遺伝性自己炎症疾患
21	遺伝性ジストニア
22	遺伝性周期性四肢麻痺
23	遺伝性膵炎
24	遺伝性鉄芽球性貧血
25	ウィーバー症候群
26	ウィリアムズ症候群
27	ウィルソン病
28	ウエスト症候群
29	ウェルナー症候群
30	ウォルフラム症候群
31	ウルリッヒ病
32	HTRA1 関連脳小血管症
33	HTLV － 1 関連脊髄症
34	ATR － X 症候群
35	ADH 分泌異常症
36	エーラス・ダンロス症候群
37	エプスタイン症候群
38	エプスタイン病
39	エマヌエル症候群
40	MECP 2 重複症候群
41	LMNB1 関連大脳白質脳症　※
42	遠位型ミオパチー
43	円錐角膜　○
44	黄色靭帯骨化症
45	黄斑ジストロフィー
46	大田原症候群
47	オクシピタル・ホーン症候群

番号	疾　病　名
48	オスラー病
49	カーニー複合
50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
51	潰瘍性大腸炎
52	下垂体前葉機能低下症
53	家族性地中海熱
54	家族性低βリポタンパク血症 1(ホモ接合体)
55	家族性良性慢性天疱瘡
56	カナバン病
57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
58	歌舞伎症候群
59	ガラクトース -1- リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
60	カルニチン回路異常症
61	加齢黄斑変性　○
62	肝型糖原病
63	間質性膀胱炎（ハンナ型）
64	環状 20 番染色体症候群
65	関節リウマチ
66	完全大血管転位症
67	眼皮膚白皮症
68	偽性副甲状腺機能低下症
69	ギャロウェイ・モワト症候群
70	急性壊死性脳症　○
71	急性網膜壊死　○
72	球脊髄性筋萎縮症
73	急速進行性糸球体腎炎
74	強直性脊椎炎
75	巨細胞性動脈炎
76	巨大静脈奇形（頚部口腔咽頭びまん性病変）
77	巨大動静脈奇形（頚部顔面又は四肢病変）
78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
79	巨大リンパ管奇形（頚部顔面病変）
80	筋萎縮性側索硬化症
81	筋型糖原病
82	筋ジストロフィー
83	クッシング病
84	クリオピリン関連周期熱症候群
85	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
86	クルーゾン症候群
87	グルコーストランスポーター 1 欠損症
88	グルタル酸血症 1 型
89	グルタル酸血症 2 型
90	クロウ・深瀬症候群
91	クローン病
92	クロンカイト・カナダ症候群
93	痙攣重積型（二相性）急性脳症
94	結節性硬化症

令和７年４月１日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376 疾病）

※ 新たに対象となる疾病（7 疾病）　△ 表記が変更された疾病（2 疾病）　○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29 疾病）

番号	疾　病　名
95	結節性多発動脈炎
96	血栓性血小板減少性紫斑病
97	限局性皮質異形成
98	原発性肝外門脈閉塞症 ※
99	原発性局所多汗症 ○
100	原発性硬化性胆管炎
101	原発性高脂血症
102	原発性側索硬化症
103	原発性胆汁性胆管炎
104	原発性免疫不全症候群
105	顕微鏡的大腸炎 ○
106	顕微鏡的多発血管炎
107	高 IgD 症候群
108	好酸球性消化管疾患
109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
110	好酸球性副鼻腔炎
111	抗糸球体基底膜腎炎
112	後縦靭帯骨化症
113	甲状腺ホルモン不応症
114	拘束型心筋症
115	高チロシン血症 1 型
116	高チロシン血症 2 型
117	高チロシン血症 3 型
118	後天性赤芽球癆
119	広範脊柱管狭窄症
120	膠様滴状角膜ジストロフィー
121	抗リン脂質抗体症候群
122	極長鎖アシル－ CoA 脱水素酵素欠損症 ※
123	コケイン症候群
124	コステロ症候群
125	骨形成不全症
126	骨髄異形成症候群 ○
127	骨髄線維症 ○
128	ゴナドトロピン分泌亢進症
129	5p 欠失症候群
130	コフィン・シリス症候群
131	コフィン・ローリー症候群
132	混合性結合組織病
133	鰓耳腎症候群
134	再生不良性貧血
135	サイトメガロウィルス角膜内皮炎 ○
136	再発性多発軟骨炎
137	左心低形成症候群
138	サルコイドーシス
139	三尖弁閉鎖症
140	三頭酵素欠損症
141	CFC 症候群

番号	疾　病　名
142	シェーグレン症候群
143	色素性乾皮症
144	自己貪食空胞性ミオパチー
145	自己免疫性肝炎
146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
147	自己免疫性溶血性貧血
148	四肢形成不全 ○
149	シトステロール血症
150	シトリン欠損症
151	紫斑病性腎炎
152	脂肪萎縮症
153	若年性特発性関節炎
154	若年性肺気腫
155	シャルコー・マリー・トゥース病
156	重症筋無力症
157	修正大血管転位症
158	出血性線溶異常症 ※
159	ジュベール症候群関連疾患
160	シュワルツ・ヤンペル症候群
161	神経細胞移動異常症
162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
163	神経線維腫症
164	神経有棘赤血球症
165	進行性核上性麻痺
166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
167	進行性骨化性線維異形成症
168	進行性多巣性白質脳症
169	進行性白質脳症
170	進行性ミオクローヌスてんかん
171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
173	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症 △
174	スタージ・ウェーバー症候群
175	スティーヴンス・ジョンソン症候群
176	スミス・マギニス症候群
177	スモン ○
178	脆弱 X 症候群
179	脆弱 X 症候群関連疾患
180	成人発症スチル病
181	成長ホルモン分泌亢進症
182	脊髄空洞症
183	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）
184	脊髄髄膜瘤
185	脊髄性筋萎縮症
186	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症
187	前眼部形成異常
188	全身性エリテマトーデス

令和７年４月１日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376 疾病）

※ 新たに対象となる疾病（7 疾病）　△ 表記が変更された疾病（2 疾病）　○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29 疾病）

番号	疾　病　名
189	全身性強皮症
190	先天異常症候群
191	先天性横隔膜ヘルニア
192	先天性核上性球麻痺
193	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
194	先天性魚鱗癬
195	先天性筋無力症候群
196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症
197	先天性三尖弁狭窄症
198	先天性腎性尿崩症
199	先天性赤血球形成異常性貧血
200	先天性僧帽弁狭窄症
201	先天性大脳白質形成不全症
202	先天性肺静脈狭窄症
203	先天性風疹症候群 ○
204	先天性副腎低形成症
205	先天性副腎皮質酵素欠損症
206	先天性ミオパチー
207	先天性無痛無汗症
208	先天性葉酸吸収不全
209	前頭側頭葉変性症
210	線毛機能不全症候群（カルタゲナー（Kartagener）症候群含む）
211	早期ミオクロニー脳症
212	総動脈幹遺残症
213	総排泄腔遺残
214	総排泄腔外反症
215	ソトス症候群
216	ダイアモンド・ブラックファン貧血
217	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群
218	大脳皮質基底核変性症
219	大理石骨病
220	ダウン症候群 ○
221	高安動脈炎
222	多系統萎縮症
223	タナトフォリック骨異形成症
224	多発血管炎性肉芽腫症
225	多発性硬化症／視神経脊髄炎
226	多発性軟骨性外骨腫症 ○
227	多発性嚢胞腎
228	多脾症候群
229	タンジール病
230	単心室症
231	弾性線維性仮性黄色腫
232	短腸症候群 ○
233	胆道閉鎖症
234	遅発性内リンパ水腫
235	チャージ症候群

番号	疾　病　名
236	中隔視神経形成異常症 / ドモルシア症候群
237	中毒性表皮壊死症
238	腸管神経節細胞僅少症
239	TRPV4 異常症
240	TSH 分泌亢進症
241	TNF 受容体関連周期性症候群
242	低ホスファターゼ症
243	天疱瘡
244	特発性拡張型心筋症
245	特発性間質性肺炎
246	特発性基底核石灰化症
247	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）
248	特発性後天性全身性無汗症
249	特発性大腿骨頭壊死症
250	特発性多中心性キャッスルマン病
251	特発性門脈圧亢進症
252	特発性両側性感音難聴
253	突発性難聴 ○
254	ドラベ症候群
255	中條・西村症候群
256	那須・ハコラ病
257	軟骨無形成症
258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
259	22q11.2 欠失症候群
260	乳児発症 STING 関連血管炎 ※
261	乳幼児肝巨大血管腫
262	尿素サイクル異常症
263	ヌーナン症候群
264	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B 関連腎症
265	ネフロン癆
266	脳クレアチン欠乏症候群
267	脳腱黄色腫症
268	脳内鉄沈着神経変性症
269	脳表ヘモジデリン沈着症
270	膿疱性乾癬
271	嚢胞性線維症
272	パーキンソン病
273	バージャー病
274	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
275	肺動脈性肺高血圧症
276	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
277	肺胞低換気症候群
278	ハッチンソン・ギルフォード症候群
279	バッド・キアリ症候群
280	ハンチントン病
281	汎発性特発性骨増殖症 ○
282	PCDH19 関連症候群

令和７年４月１日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376 疾病）

※ 新たに対象となる疾病（7 疾病）　△ 表記が変更された疾病（2 疾病）　○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29 疾病）

番号	疾病名	
283	ＰＵＲＡ関連神経発達異常症	※
284	非ケトーシス型高グリシン血症	
285	肥厚性皮膚骨膜症	
286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	
287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	
288	肥大型心筋症	
289	左肺動脈右肺動脈起始症	
290	ビタミン D 依存性くる病 / 骨軟化症	
291	ビタミン D 抵抗性くる病 / 骨軟化症	
292	ビッカースタッフ脳幹脳炎	
293	非典型溶血性尿毒症症候群	
294	非特異性多発性小腸潰瘍症	
295	皮膚筋炎／多発性筋炎	
296	びまん性汎細気管支炎	○
297	肥満低換気症候群	○
298	表皮水疱症	
299	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	
300	VATER 症候群	
301	ファイファー症候群	
302	ファロー四徴症	
303	ファンコニ貧血	
304	封入体筋炎	
305	フェニルケトン尿症	
306	フォンタン術後症候群	○
307	複合カルボキシラーゼ欠損症	
308	副甲状腺機能低下症	
309	副腎白質ジストロフィー	
310	副腎皮質刺激ホルモン不応症	
311	ブラウ症候群	
312	プラダー・ウィリ症候群	
313	プリオン病	
314	プロピオン酸血症	
315	PRL 分泌亢進症（高プロラクチン血症）	
316	閉塞性細気管支炎	
317	β - ケトチオラーゼ欠損症	
318	ベーチェット病	
319	ベスレムミオパチー	
320	ヘパリン起因性血小板減少症	○
321	ヘモクロマトーシス	○
322	ペリー病	
323	ペルーシド角膜辺縁変性症	○
324	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	
325	片側巨脳症	
326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	
327	芳香族Ｌ－アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	
328	発作性夜間ヘモグロビン尿症	
329	ホモシスチン尿症	

番号	疾病名	
330	ポルフィリン症	
331	マリネスコ・シェーグレン症候群	
332	マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群	
333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	
334	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	
335	慢性再発性多発性骨髄炎	
336	慢性膵炎	○
337	慢性特発性偽性腸閉塞症	
338	ミオクロニー欠神てんかん	
339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	
340	ミトコンドリア病	
341	無虹彩症	
342	無脾症候群	
343	無βリポタンパク血症	
344	メープルシロップ尿症	
345	メチルグルタコン酸尿症	
346	メチルマロン酸血症	
347	メビウス症候群	
348	免疫性血小板減少症	△
349	メンケス病	
350	網膜色素変性症	
351	もやもや病	
352	モワット・ウイルソン症候群	
353	薬剤性過敏症症候群	○
354	ヤング・シンプソン症候群	
355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴	○
356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	
357	4p 欠失症候群	
358	ライソゾーム病	
359	ラスムッセン脳炎	
360	ランゲルハンス細胞組織球症	○
361	ランドウ・クレフナー症候群	
362	リジン尿性蛋白不耐症	
363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症	○
364	両大血管右室起始症	
365	リンパ管腫症 / ゴーハム病	
366	リンパ脈管筋腫症	
367	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	
368	ルビンシュタイン・テイビ症候群	
369	レーベル遺伝性視神経症	
370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	
371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴	○
372	レット症候群	
373	レノックス・ガストー症候群	
374	ロウ症候群	※
375	ロスムンド・トムソン症候群	
376	肋骨異常を伴う先天性側弯症	

（※）旧対象疾病番号 159（神経フェリチン症）は対象疾病番号 268（脳内鉄沈着神経変性症）に統合

経過的に対象となっている疾病

○下表の疾病については、障害者総合支援法の対象外となりましたが、対象外となる前日までにすでに障害福祉サービス等※の支給決定等を受けたことがある方は、引き続き利用可能です。

※障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業
（障害児の場合は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む）

① 平成 27 年 1 月 1 日以降に対象外になった疾病

疾　病　名
劇症肝炎
重症急性膵炎

② 平成 27 年 7 月 1 日以降に対象外になった疾病

疾　病　名
肝外門脈閉塞症
肝内結石症
偽性低アルドステロン症
ギラン・バレ症候群
グルココルチコイド抵抗症
原発性アルドステロン症
硬化性萎縮性苔癬
好酸球性筋膜炎

疾　病　名
視神経症
神経性過食症
神経性食欲不振症
先天性 QT 延長症候群
TSH 受容体異常症
特発性血栓症
フィッシャー症候群
メニエール病

③ 令和元年 7 月 1 日以降に対象外になった疾病

疾　病　名
正常圧水頭症

札幌市心のバリアフリー推進マーク

「心のバリアフリー」とは、障がいのある方等に対する偏見や無理解といった「心のバリア」を解消し、一人ひとりが多様な人を思いやり、行動を起こすことです。

このデザインは、札幌市が「心のバリアフリー」を更に推進するためのシンボルマークとして、令和元年 12 月に公募作品の中から選ばれました。「心」という漢字をモチーフとし、人と人を組み合わせ、互いに人格・個性を尊重し、支え合う共生社会を表現しています。

また、人と人の形はハートの形とイメージを重ね、障がいのある方への理解と、ハート（心のバリアフリー・同じ権利のもとで暮らす気持ち）を表現しています。

（担当：保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課）

特定適合施設表示板（シンボルマーク）

「札幌市福祉のまちづくり条例」に基づき、障がい者・高齢者等に利用しやすく整備されている建築物であることを、利用する人に広く知らせるために定められた「特定適合施設表示板」です。

このデザインは、公募作品のなかから選ばれました。バリアフリー（BarrierFree）の“B”のフォルムを、ハートをつつみこんだやわらかな形にして、人に対するやさしさを表現し、だれにでも分かりやすく好まれるマークとなっています。

条例の定める整備基準に適合したうえ、さらにエレベーターや車いす使用者用駐車施設の設備等の要件を満たした建築物に交付します（担当：都市局建築指導部建築安全推進課）。

各区役所連絡先一覧

●中央区役所　（〒060-8612　中央区南 3 条西 11 丁目
☎代表 231-2400　FAX 231-2346
ろうあ者相談員　FAX 281-2900）
●北 区 役 所　（〒001-8612　北区北 24 条西 6 丁目
☎代表 757-2400　FAX 757-2411
ろうあ者相談員　FAX 707-2900）
●東 区 役 所　（〒065-8612　東区北 11 条東 7 丁目
☎代表 741-2400　FAX 741-0145
ろうあ者相談員　FAX 711-2900）
●白石区役所　（〒003-8612　白石区南郷通 1 丁目南 8-1
☎代表 861-2400　FAX 861-2608
ろうあ者相談員　FAX 862-2900）
●厚別区役所　（〒004-8612　厚別区厚別中央 1 条 5 丁目
☎代表 895-2400　FAX 895-0186
ろうあ者相談員　FAX 892-2900）
●豊平区役所　（〒062-8612　豊平区平岸 6 条 10 丁目
☎代表 822-2400　FAX 833-4096
ろうあ者相談員　FAX 841-2900）
●清田区役所　（〒004-8613　清田区平岡 1 条 1 丁目
☎代表 889-2400　FAX 889-2703
ろうあ者相談員　FAX 889-2404）
●南 区 役 所　（〒005-8612　南区真駒内幸町 2 丁目
☎代表 582-2400　FAX 584-9008
ろうあ者相談員　FAX 584-2900）
●西 区 役 所　（〒063-8612　西区琴似 2 条 7 丁目
☎代表 641-2400　FAX 641-0372
ろうあ者相談員　FAX 631-2900）
●手稲区役所　（〒006-8612　手稲区前田 1 条 11 丁目
☎代表 681-2400　FAX 694-0530
ろうあ者相談員　FAX 681-2900）

障がいのある方のための
福祉ガイド 2026

令和 8 年（2026 年）10 月発行

編集・発行／ **札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課**
〒060－8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目　TEL 211－2936　FAX 218－5181

この福祉ガイドは、令和 8 年 4 月 1 日現在で編集しています。今後、制度や機構などが一部変更になる場合もありますので、詳細については必ず担当課にご確認くださいますようお願いいたします。

音声コードを専用のスマートフォンアプリで読み取ると、
内容を音声で聞くことができます。

さっぽろ市
01-F04-26-1669
R8-1-112